

「群馬県食品安全基本計画 2025-2030」

令和 7 年度評価

群馬県健康福祉部
食品・生活衛生課

目 次

1	はじめに	1
2	「群馬県食品安全基本計画 2025-2030」の概要	1
3	令和7年度の事業評価	2
(1)	事業評価の方法	2
(2)	評価結果の概要（基本施策の進捗状況）	3
4	令和7年度の各施策の進捗状況（詳細）	
●	基本目標1 食品の安全性・信頼の確保	
施策の柱	(1) 生産者による自主的な安全性確保の推進	
基本施策	ア 農林水産物の生産段階における自主的な安全性確保の推進	7
基本施策	イ 生産段階における農薬の自主的な適正使用の推進	9
基本施策	ウ 農林水産物の生産段階における自主的な安全性確保を担う人材の育成	10
施策の柱	(2) 生産者への衛生管理指導の充実	
基本施策	ア 農林水産物の生産者への衛生管理指導の実施	11
基本施策	イ 農林水産物の生産者を衛生管理指導する人材の育成	13
施策の柱	(3) 食品等事業者による自主衛生管理の推進	
基本施策	ア 製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進	14
基本施策	イ 食品等事業者による自主衛生管理に必要な人材育成の支援	15
施策の柱	(4) 食品等事業者への監視指導の充実	
基本施策	ア 製造・加工・流通段階における食品等事業者への監視指導の充実	16
基本施策	イ 食品安全検査の充実	18
基本施策	ウ 輸入食品安全対策の推進	21
基本施策	エ 食物アレルギー対策の推進	22
基本施策	オ 製造・加工・流通段階を監視指導する人材の育成	24
施策の柱	(5) 適正な食品表示の確保	
基本施策	ア 食品等事業者による自主的な食品表示の適正化の推進	25
基本施策	イ 食品等事業者が適正な食品表示に取り組むために行う人材育成の支援	26
基本施策	ウ 食品等事業者への監視指導の充実	27
基本施策	エ 食品等事業者を監視指導する人材の育成	28
●	基本目標2 食の安全に関する相互理解の促進	
施策の柱	(1) リスクコミュニケーションの推進	
基本施策	ア 消費者に対する食の安全情報発信の充実	29
基本施策	イ 消費者・生産者・食品等事業者・行政等の相互理解の促進	31
施策の柱	(2) 危機管理体制・対応の充実	
基本施策	ア 行政における危機管理体制の充実	32
【参考】	群馬県食品安全基本計画評価指針	33

1 はじめに

「群馬県食品安全基本計画 2025-2030」は、群馬県食品安全基本条例に基づく、食品安全行政の基本となる計画である。令和7年度から令和12年度の6年間においては、この計画に基づき、食品の安全を確保するとともに、県民の食品に対する信頼の向上及びリスクコミュニケーションによる関係者間の相互理解の促進を図ることを目的として、様々な事業を実施していくこととする。

また、この計画の進捗状況については、食品安全基本計画事業評価指針に基づき、毎年度評価を行い、食品安全審議会等からの意見・提言を踏まえ、進行管理を行うこととする。

2 「群馬県食品安全基本計画 2025-2030」の概要

この計画は、前計画「群馬県食品安全基本計画 2020-2024」の取組で得た成果を踏まえて設定した新たな基本目標2つのもと、7つの施策の柱、19の基本施策、40の施策の方向を掲げ、令和7年度から令和12年度までの6年間に実施する事業内容とその進行管理を行うための30の数値目標を設定している。

■基本目標1 食品の安全性・信頼の確保	
施策の柱	(1) 生産者による自主的な安全性確保の推進
基本施策	ア 農林水産物の生産段階における自主的な安全性確保の推進
基本施策	イ 生産段階における農薬の自主的な適正使用の推進
基本施策	ウ 農林水産物の生産段階における自主的な安全性確保を担う人材の育成
施策の柱	(2) 生産者への衛生管理指導の充実
基本施策	ア 農林水産物の生産者への衛生管理指導の実施
基本施策	イ 農林水産物の生産者を衛生管理指導する人材の育成
施策の柱	(3) 食品等事業者による自主衛生管理の推進
基本施策	ア 製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進
基本施策	イ 食品等事業者による自主衛生管理に必要な人材育成の支援
施策の柱	(4) 食品等事業者への監視指導の充実
基本施策	ア 製造・加工・流通段階における食品等事業者への監視指導の充実
基本施策	イ 食品安全検査の充実
基本施策	ウ 輸入食品安全対策の推進
基本施策	エ 食物アレルギー対策の推進
基本施策	オ 製造・加工・流通段階を監視指導する人材の育成
施策の柱	(5) 適正な食品表示の確保
基本施策	ア 食品等事業者による自主的な食品表示の適正化の推進
基本施策	イ 食品等事業者が適正な食品表示に取り組むために行う人材育成の支援
基本施策	ウ 食品等事業者への監視指導の充実
基本施策	エ 食品等事業者を監視指導する人材の育成
■基本目標2 食の安全に関する相互理解の促進	
施策の柱	(1) リスクコミュニケーションの推進
基本施策	ア 消費者に対する食の安全情報発信の充実
基本施策	イ 消費者・生産者・食品等事業者・行政等の相互理解の促進
施策の柱	(2) 危機管理体制・対応の充実
基本施策	ア 行政における危機管理体制の充実

3 令和7年度の事業評価

基本計画の令和7年度の施策評価については、計画に掲げる19の基本施策（30の数値目標及び40の施策の方向に沿って実施した事業）を対象とし、総合的な視点で評価を行った。

（1）事業評価の方法

ア 第一次評価（「数値目標」の評価・「施策の方向」の評価）

第一次評価は、施策等の所管課（以下「所管課」という。）が行い、「数値目標」の評価は、数値目標の達成状況について4段階により評価を行った。ただし、指標の内容により、最終年度のみ評価する場合もある。

また、「施策の方向」の評価は、施策の方向に基づき実施した全ての個別事業の実績等を踏まえて4段階により評価を行った。

【「数値目標」の評価】

評価区分	達成率
A	95%≦
B	75%≦達成率<95%
C	50%≦達成率<75%
D	<50%
評価困難	社会情勢や指標対象事業の廃止等により実績がない場合

【「施策の方向」の評価】

評価区分	考え方
A	十分な実績をあげている
B	概ね良好な実績をあげている
C	実績がやや不十分である
D	実績が厳しい状況である
評価困難	社会情勢等により個別事業を全く講じることができなかった場合とする

イ 第二次評価（「基本施策」の評価）

第二次評価は、食品・生活衛生課が行い、第一次評価の結果を踏まえ、「基本施策」について、4段階により評価を行った。

評価区分	考え方
A	順調に進捗している
B	概ね順調に進捗している
C	進捗状況がやや遅れている
D	進捗状況が遅れている
評価困難	第一次評価が全て評価困難となる等、施策の評価ができない場合とする

ウ 審議会等の意見の反映

評価（案）をもとに、食品安全審議会等で意見交換を行う。

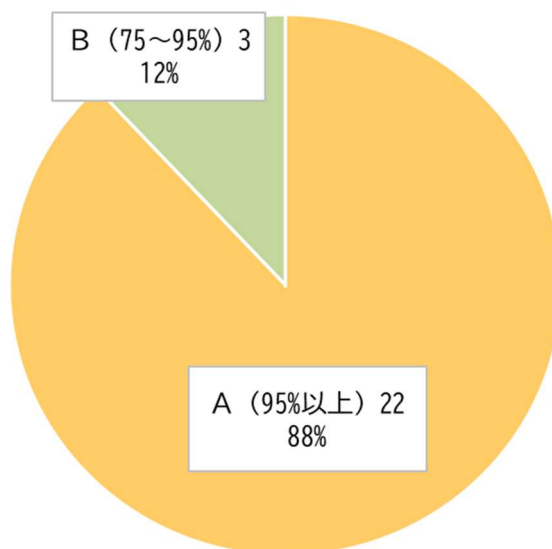
エ 最終的な評価

食品安全審議会等からの意見を踏まえて、食品安全会議が計画の評価を決定する。

(2) 評価結果の概要（基本施策の進捗状況）

ア－1 第一次評価（「数値目標」の評価）【グラフ1、表1】

19の基本施策に対して、30項目の数値目標を掲げている。このうち、所管課で調査中としている1項目（表1：②農協出荷者の生産履歴記帳率）及び最終年度にのみ評価を行う4項目（表1：①GAP認証取得経営体数、③農薬適正使用推進員認定者数（累計）、④農薬管理指導士認定者数（累計）、⑮食品安全検査センターの検査可能な項目数）を除く25項目の評価を行った結果、A評価が22項目（88%）、B評価が3項目（12%）となり、C評価及びD評価はなかった。



【グラフ1】令和7年度「数値目標」の評価

【表1】令和7年度「数値目標」の達成状況

	指標名	単位	基準値 (R5年度)	最終 目標値 (R12年度)	実績値 (R7年度)	最終目標 値に対する 達成率	達成状況
①	GAP認証取得経営体数	経営体	173	225	207	92.0%	－（※2）
②	農協出荷者の生産履歴記帳率	%	97.9	100	調査中	－	－
③	農薬適正使用推進員認定者数（累計）	人	1,637	1,755	1,682	95.8%	－（※2）
④	農薬管理指導士認定者数（累計）	人	4,004	4,293	4,113	95.8%	－（※2）
⑤	講習会等での農薬適正使用指導回数	回	1,012	1,000	804	80.4%	B
⑥	出荷時の生乳検査における総細菌数10万/ml未満の酪農家割合	%	98.5	100	97.5	97.5%	A
⑦	農産物安全検査結果の適正割合	%	100	100	100	100.0%	A
⑧	GAP研修会開催回数	回	3	3	6	200.0%	A
⑨	食品衛生推進員によるHACCPに沿った衛生管理の導入確認件数	件	3,000（※1）	3,000	2,831	94.4%	B
⑩	食品衛生推進員委嘱数	人	130	130	128	98.5%	A
⑪	食品衛生監視指導計画に基づく食品営業施設の監視指導実施率	%	92.7	100	110.3	110.3%	A
⑫	無承認無許可医薬品試買検査検体数	検体	50	50	50	100.0%	A
⑬	食品衛生監視指導計画に基づく食品安全検査の実施率	%	100	100	102	102.0%	A
⑭	食品安全検査における食品の規格基準等適合率	%	99.8	100	100	100.0%	A
⑮	食品安全検査センターの検査可能な項目数	項目	534	544	555	102.0%	－（※2）
⑯	収去検査検体数に対する輸入食品検査検体数の割合	%	21.7	20	21.4	107.0%	A
⑰	アレルギー検査における食品表示基準適合率	%	97.5	100	100	100.0%	A
⑱	食物アレルギーセミナー受講者の理解度	%	95	95	98.7	103.9%	A
⑲	国等主催の食品衛生に関する研修会等への参加回数	回	4	5	7	140.0%	A
⑳	保健所職員等を対象とした研修会開催数	回	5	5	5	100.0%	A
㉑	食品表示に関する情報紙の発行回数	回	2	2	2	100.0%	A
㉒	食品表示セミナー受講者の理解度	%	84	85	80.6	94.8%	B
㉓	食品安全検査における食品表示基準適合率	%	99.3	100	100	100.0%	A
㉔	国等主催の食品表示に関する研修会等への参加回数	回	4	4	5	125.0%	A
㉕	食品表示に関する現地講座開催数	回	1	2	2	100.0%	A
㉖	食の安全に関する情報紙等の発行回数	回	10	10	10	100.0%	A
㉗	SNSによる定期情報発信の回数	回	52	52	56	107.7%	A
㉘	DXを活用したリスクコミュニケーションの実施回数	回	－	2	2	100.0%	A
㉙	食の安全理解促進事業開催数	回	4	4	4	100.0%	A
㉚	危機管理体制の充実に係る平時からの関係機関との連携会議の開催数	回	3	3	3	100.0%	A

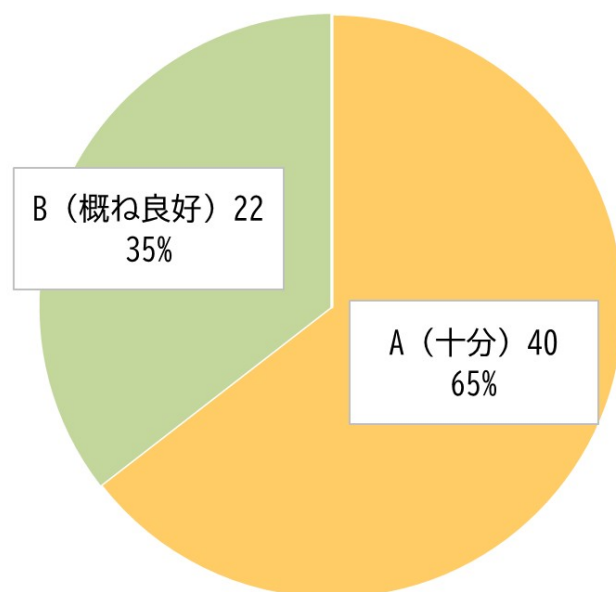
※1 令和6年度（2024年度）委託契約数

※2 達成状況の年次評価は行わず、最終年度にのみ評価を行う。

アー２ 第一次評価（「施策の方向」の評価） 【グラフ２、表２】

40 の「施策の方向」について、施策の方向に基づいて実施した全ての個別事業の実績等を踏まえて、所管課ごとに評価を行った結果、A評価が 40（65%）、B評価が 22（35%）で、C評価及びD評価はなかった。

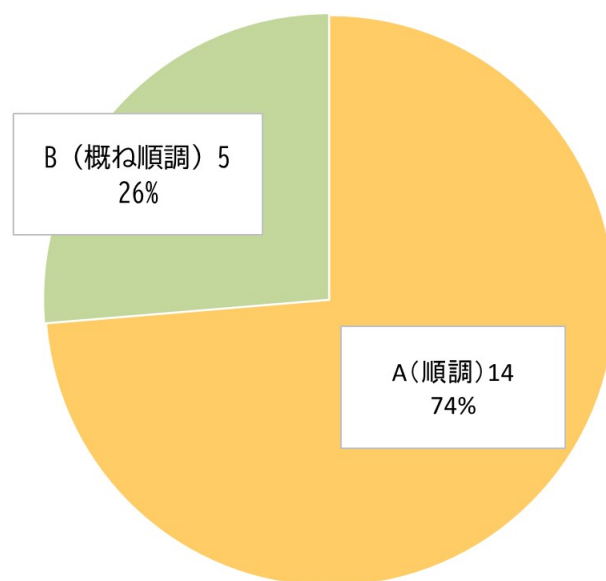
なお、施策の柱（１）「生産者による自主的な安全性確保の推進」のうち、基本施策「ア 農林水産物の生産段階における自主的な安全性確保の推進」の施策の方向「b 動物用・水産用医薬品等の適正使用推進」については、組織改正により、米麦畜産課から農政課へ移管された。



【グラフ２】令和７年度「施策の方向」の評価

イ 第二次評価（「基本施策」の評価） 【グラフ３、表２】

第一次評価の結果を踏まえて、19 の基本施策について食品・生活衛生課にて評価を行った結果、19 施策中A評価が 14 施策（74%）、B評価が 5 施策（26%）となり、C評価及びD評価の施策はなく、「基本施策」の評価は、全てB評価以上となった。



【グラフ３】令和７年度「基本施策」の評価（第二次評価）

【表2】令和7年度「施策の方向」の評価及び「基本施策」の評価

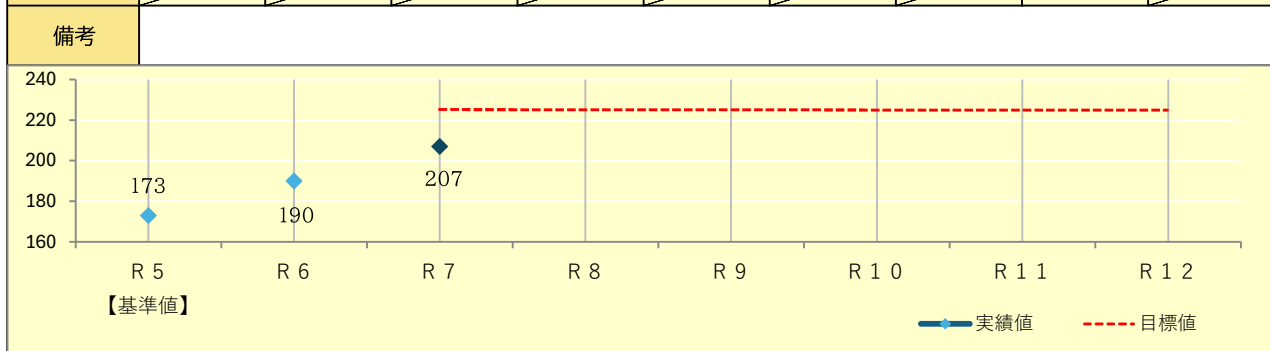
基本目標	施策の柱	基本施策	「基本施策」の評価	施策の方向	個別事業	所管課	「施策の方向」の評価
1 食品の安全性・信頼の確保	(1) 生産者による自主的な安全性確保の推進	ア 農林水産物の生産段階における自主的な安全性確保の推進	B	a GAP及び農場HACCPの導入の支援	指導者の資質向上、農業者の取組意欲向上を目指した研修会の開催	農政課	B
					国庫事業を活用したGAP第三者認証取得支援	米麦畜産課	A
					国庫事業を活用したGAP第三者認証取得支援	野菜花き課	B
				b 動物用・水産用医薬品等の適正使用の推進	動物用医薬品等の取扱指導 (組織改正により、米麦畜産課から農政課へ業務移管)	農政課	B
		イ 生産段階における農家の自主的な適正使用の推進	B		水産用医薬品等の適正使用に関する情報提供	蚕糸特産課	B
				c 放射性物質対策の推進	原木さのこの栽培管理に関する指導	林業振興課	B
		ウ 農林水産物の生産段階における自主的な安全性確保を担う人材の育成	B	a 農業の適正使用の指導	講習会等での農業適正使用の指導 農業の使用履歴の記録・保存指導の実施	農政課	B
				b 農業に関する情報の提供	農業情報の提供	農政課	B
					農業適正使用推進員認定制度 農業管理指導士認定制度	農政課	B
	(2) 生産者への衛生管理指導の充実	ア 農林水産物の生産者への衛生管理指導の実施	A	a 農業の適正使用の推進	講習会等での農業適正使用の指導(再掲)	農政課	B
					野生鳥獣肉の安全確保のための放射性物質検査の実施	自然環境課	A
				b 農産物等の安全性確保対策の実施	県産農林水産物に対する放射性物質検査の実施	林業振興課	B
					出荷前農産物の残留農薬検査 農産物の放射性物質検査の実施	農政課	A
		イ 農林水産物の生産者を衛生管理指導する人材の育成	A	c 畜水産物の安全性確保対策の実施	飼料の適正な製造・使用の検査・指導 牛に給与する飼料作物の放射性物質検査 県内産生乳の安全確保対策	米麦畜産課	A
					養殖水産物の安全確保対策	蚕糸特産課	A
				a 施策を推進する人材の育成	農業適正指導推進員認定制度(再掲) 農業管理指導士認定制度(再掲)	農政課	B
					GAP指導員の育成	米麦畜産課	A
					GAP指導者の資質向上を目指した研修会の開催	野菜花き課	A
						食品・生活衛生課	A
	(3) 食品等事業者による自主衛生管理の推進	ア 製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進	B	a 自主的な衛生管理の推進	HACCPに沿った衛生管理の周知及び導入支援	食品・生活衛生課	A
					群馬県食品衛生推進員による自主衛生管理の指導 検証としての自主検査の実施 食品衛生優良施設の表彰 福祉目的の食事提供に対する助言・指導 フードバンク活動に対する衛生管理の技術支援	食品・生活衛生課	B
				b 自主衛生管理推進のための側面的支援の実施	食品製造及び衛生管理技術支援	地域企業支援課	B
		イ 食品等事業者による自主衛生管理に必要な人材育成の支援	A	a 食品等事業者が行う人材育成の支援	(一社)群馬県食品衛生協会の指導育成 食品衛生責任者の再教育等の実施 衛生管理責任者等の資質向上対策 食品衛生推進員の資質向上対策 食品衛生功労者の表彰	食品・生活衛生課	B
		ア 製造・加工・流通段階における食品等事業者への監視指導の充実	A	a 食品営業許可施設等の監視指導の実施	食品営業許可施設等の監視指導 営業届出制度の周知	食品・生活衛生課	A
				b 給食施設等の監視指導の実施	「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づく監視指導	食品・生活衛生課	A
				c と畜場・食鳥処理場の監視指導の実施	「学校給食衛生管理基準」に基づく巡回指導	健康体育課	A
				d 健康食品の監視指導の実施	県内1カ所のと畜場における食肉の微生物汚染実態調査の実施、県内2カ所の大規模食鳥処理場における細菌検査の実施及び衛生指導	食品・生活衛生課	A
	(4) 食品等事業者への監視指導の充実	イ 食品安全検査の充実	A		健康食品・無承認無許可医薬品に対する監視指導	薬務課	A
					健康食品の栄養成分表示調査	食品・生活衛生課	A
				a 農産物の残留農薬検査の実施	流通食品の残留農薬検査の実施	食品・生活衛生課	A
					出荷前農産物の残留農薬検査(再掲)	農政課	A
				b 流通食品の安全検査の実施	健康食品・無承認無許可医薬品に対する監視指導(再掲)	薬務課	A
					食品の収去検査の充実	食品・生活衛生課	A
				c 放射性物質検査の実施	県内の食品の放射性物質検査結果の公表	食品・生活衛生課	A
					野生鳥獣肉の安全確保のための放射性物質検査の実施(再掲)	自然環境課	A
		ウ 輸入食品安全対策の推進	A		県産農林水産物に対する放射性物質検査の実施(再掲)	林業振興課	B
					県産農林水産物に対する放射性物質検査の実施	蚕糸特産課	A
				d 検査体制の充実	法律の改正等に対応した新たな食品検査法の体制整備	食品・生活衛生課	A
				e 食品安全検査の信頼性の確保	食品衛生検査施設の業務管理(GLP)の実施	食品・生活衛生課	A
				a 輸入食品検査の実施	輸入食品検査の実施	食品・生活衛生課	A
				b 輸入食品に関する理解の促進	輸入食品に関する情報発信	食品・生活衛生課	B
				a アレルゲン検査の実施	流通食品のアレルゲン検査実施	食品・生活衛生課	A
					学校、保育所等関係者に対する研修の実施	こども・子育て支援課	B
	エ 食物アレルギー対策の推進	A	A	b 食物アレルギーに関する理解の促進	食物アレルギーをテーマとしたリスクコミュニケーション事業の実施	食品・生活衛生課	A
					学校、保育所等関係者に対する研修の実施	健康体育課	A
					保育充実促進費補助金(食物アレルギー対策)	こども・子育て支援課	B
				c 食物アレルギー対策の体制の整備	母子健康手帳による食物アレルギー対策の啓発	児童福祉課	A
					群馬県食物アレルギー関係課連絡会議の運営	食品・生活衛生課	A
					アレルギー発症報告の義務付けと事後措置の指導	健康体育課	A
		オ 製造・加工・流通段階を監視指導する人材の育成	A	a 施策を推進する人材の育成及び調査・研究の推進	知識・技術の習得	食品・生活衛生課	B

基本目標	施策の柱	基本施策	「基本施策」 の評価	施策の方向	個別事業	所管課	「施策の方向」 の評価
1 食品の 安全性・ 信頼の 確保	(5) 適正な 食品表 示の確 保	ア 食品等事業者による自主的な食品表示の適正化の推進	A	a 食品表示の適正化の推進	情報紙「ぐんま知っ得食品表示」の発行	食品・生活衛生課	A
		イ 食品等事業者が適正な食品表示に取り組むために行う人材育成の支援	B	a 食品等事業者が行う人材育成の支援	食品表示講習会の実施	食品・生活衛生課	B
		ウ 食品等事業者への監視指導の充実	A	a 適正表示の確認	食品表示法に基づいた収去検査の実施	食品・生活衛生課	A
		エ 食品等事業者を監視指導する人材の育成	A	a 施策を推進する人材の育成	国等主催の食品表示に関する研修会への参加	食品・生活衛生課	A
2 食の安全に 関する 相互理 解の促 進	(1) リス クコ ミュ ニ ケー シ ョ ン の 推 進	ア 消費者に対する食の安全情報発信の充実	A	a 食の安全に関する情報の迅速で正しく分かりやすい提供	情報紙「ぐんま食の安全情報」の発行	食品・生活衛生課	A
				b DXの活用等による食の安全に関する正しい知識の普及啓発	県公式LINEアカウント「群馬県デジタル窓口」によるLINE版「ぐんま食の安全情報」の発信	食品・生活衛生課	A
				c 食育を通じた消費者教育の推進	健康情報ステーションによる健康情報の提供 ぐんま食育応援企業登録制度	健康長寿社会づくり推進課	B
				d 食の安全に関する情報利用の促進	「食の安心ほっとダイヤル」の運用	食品・生活衛生課	A
				e 健康食品等に関する正しい知識習得の支援	薬剤師による健康食品等の適正使用の推進	薬務課	A
					健康食品等に関する情報発信	食品・生活衛生課	A
	(2) 対応の 充実 体制・	イ 消費者・生産者・食品等事業者・行政等の相互理解の促進	A	a 関係者間の交流事業の推進	「ぐんま食の安全・安心県民ネットワーク」との協働	食品・生活衛生課	A
		ア 行政における危機管理体制の充実	A	a 緊急事態発生時の迅速で的確な対応の実施	農業事業に係る緊急時対応マニュアルの整備及び周知	食品・生活衛生課	B
				b 関係機関との連携・協力体制の整備	関係機関との連携・協力	食品・生活衛生課	A

群馬県食品安全基本計画2025－2030 施策評価シート

基本目標	1 食品の安全性・信頼の確保	
施策の柱	(1) 生産者による自主的な安全性確保の推進	
基本施策	ア 農林水産物の生産段階における自主的な安全性確保の推進 【基本施策①】	
関係課	林業振興課、農政課、米麦畜産課、野菜花き課、蚕糸特産課	
年度	第二次評価	評価概要等
R 7	B	第一次評価(6項目)において、A評価が1項目、B評価が5項目で、C評価及びD評価はなかったことから、当該施策は概ね順調に進捗していると評価した。

数値目標	指標	①GAP認証取得経営体数					所管課	農政課・米麦畜産課	
【単位】経営体	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	173	190	207						225経営体
達成率			92.0%						
第一次評価									



施策の方向	a GAP及び農場HACCPの導入の支援（農政課、米麦畜産課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	農政課
R 7	B	【個別事業】指導者の資質向上、農業者の取組意欲向上を目指した研修会の開催 【実績】 - GAP導入に向けた指導者の育成：普及指導員、JA指導員を対象にした研修(5回)を実施した。 - GAP第三者認証取得支援：団体認証の1組織(6経営体)の新規認証取得(青果物)を支援した。 - 農業系教育機関のGAP認証取得支援：勢多農林高校のGAP認証の取得(青果物)を支援した。 - GAP取組意欲向上のために、農業者・指導者向け研修会(1回)を実施した。 【課題等】現場指導可能なGAP指導者の育成。農家の取組意欲向上。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	米麦畜産課
R 7	A	【個別事業】国庫事業を活用したGAP第三者認証取得支援 【実績】推進会議1回、農場に対する認証取得に係る濃密指導3回、研修会1回を実施した。結果、1農場で新規認証取得(乳用牛、生乳、肉用牛)となった。 【課題等】新たな第三者認証取得希望者の掘り起こし		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	野菜花き課
R 7	B	【個別事業】国庫事業を活用したGAP第三者認証取得支援 【実績】GAP団体認証を有する1団体に対して支援を実施し、新規2名を団体構成員に追加した。(4名→6名) 【課題等】新たな第三者認証取得希望者の掘り起こし		

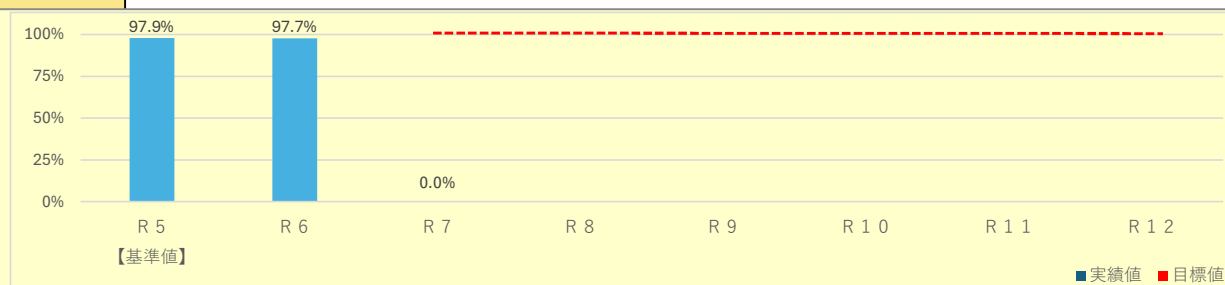
次ページへ続く

施策の方向 b 動物用・水産用医薬品等の適正使用の推進（農政課、米麦畜産課、蚕糸特産課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	農政課
R 7	B	【個別事業】動物用医薬品等の取扱指導 【実績】動物用医薬品販売業の許可を受けている190事業所中、55事業所について立入検査を行った。 【課題等】一部の事業所で表示の不備等の違反がみられたことから、今後も指導監督を続けていく必要性あり。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	米麦畜産課
R 7	-	組織改正により、米麦畜産課から農政課へ移管		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	蚕糸特産課
R 7	B	【個別事業】水産用医薬品等の適正使用に関する情報提供 【実績】養殖業者へ水産用医薬品の適正使用の資料配付や情報提供を行うとともに、巡回指導等により、医薬品の適正使用を徹底した。 【課題等】今後も継続して水産用医薬品の適正使用を推進するため、巡回指導や情報提供を行う。		
施策の方向 c 放射性物質対策の推進（林業振興課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	林業振興課
R 7	B	【個別事業】原木きのこの栽培管理に関する指導 【実績】きのこ生産者団体会議等において、安全確認を徹底するよう指導した。 【課題等】小規模生産者、新規生産者の把握を進め、栽培管理指導を行う。		

群馬県食品安全基本計画2025－2030 施策評価シート

基本目標	1 食品の安全性・信頼の確保	
施策の柱	(1) 生産者による自主的な安全性確保の推進	
基本施策	イ 生産段階における農薬の自主的な適正使用の推進 【基本施策②】	
関係課	農政課	
年度	第二次評価	評価概要等
R 7	B	第一次評価(2項目)において、全てB評価であったことから、当該施策は概ね順調に進捗していると評価した。

数値目標	指標	②農協出荷者の生産履歴記帳率					所管課	農政課	
【単位】%	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	97.9%	97.7%	調査中						100%
達成率			-						
第一次評価			-						
備考	*R7実績はR8.10月頃公表予定								

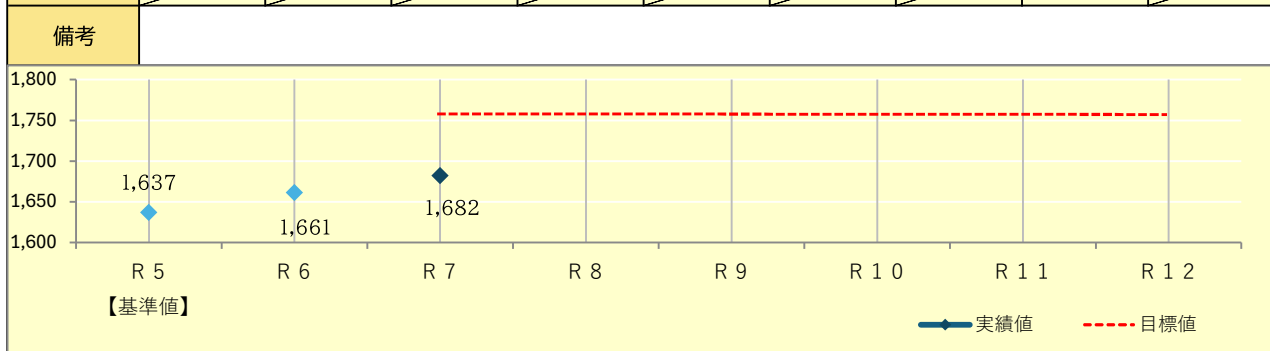


施策の方向	a 農薬の適正使用の推進（農政課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	農政課
R 7	B	【個別事業】講習会等での農薬適正使用の指導 【実績】各品目の栽培講習会等、あらゆる機会を活用し、農薬の適正使用について指導を行った。 令和7年度は、延べ24,571人の生産者に対し、804回の指導を行った。 【課題等】栽培講習会等に参加しない農業者に対する指導 【個別事業】農薬の使用履歴の記帳・保存指導の実施 【実績】各品目の栽培講習会等の機会を活用し、農薬使用履歴の記帳及び保存について指導を行った。 令和7年度の生産履歴記帳率は調査中(R8.10月頃公表予定) 【課題】栽培講習会等に参加しない農業者に対する指導		
施策の方向	b 農薬に関する情報の提供（農政課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	農政課
R 7	B	【個別事業】農薬情報の提供 【実績】使用制限となる変更登録情報等の農薬情報を県のホームページで提供した。 【課題等】使用者に対する迅速かつ確実な情報提供		

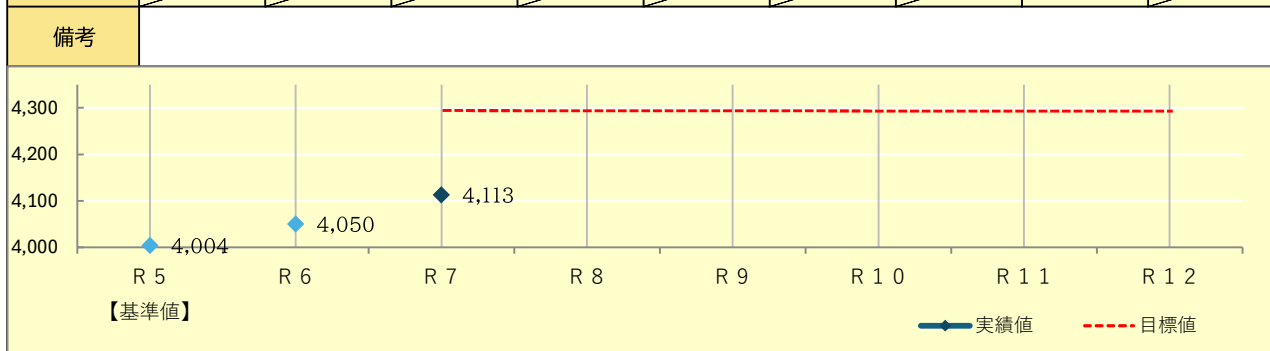
群馬県食品安全基本計画2025－2030 施策評価シート

基本目標	1 食品の安全性・信頼の確保	
施策の柱	(1) 生産者による自主的な安全性確保の推進	
基本施策	ウ 農林水産物の生産段階における自主的な安全性確保を担う人材の育成 【基本施策③】	
関係課	林業振興課、農政課、米麦畜産課、蚕糸特産課	
年度	第二次評価	評価概要等
R 7	B	第一次評価(1項目)において、B評価であったことから、当該施策は概ね順調に進捗していると評価した。

数値目標	指標	③農薬適正使用推進員認定者数（累計）					所管課	農政課	
【単位】人	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	1,637	1,661	1,682						1,755人以上
達成率			95.8%						
第一次評価									



数値目標	指標	④農薬管理指導士認定者数（累計）					所管課	農政課	
【単位】人	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	4,004	4,050	4,113						4,293人以上
達成率			95.8%						
第一次評価									

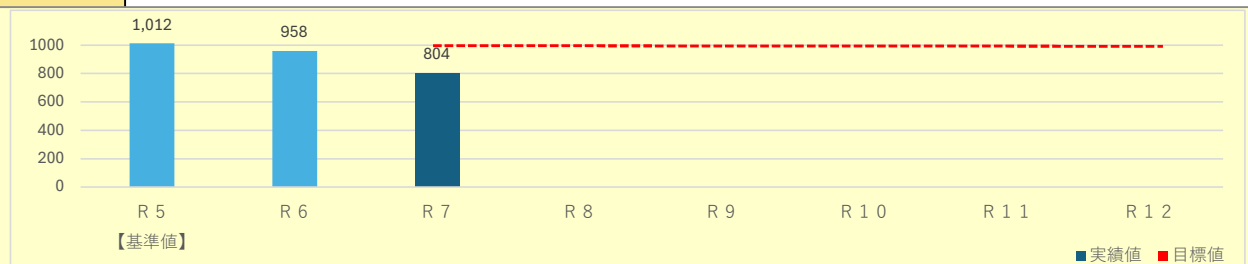


施策の方向 a 農薬使用に係る指導者の育成（農政課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	農政課
R 7	B	【個別事業】農薬適正使用推進員認定制度 【実績】対面での養成研修(1回)及び更新研修(3回)を開催した。 更新研修については、初の試みとして研修動画の視聴による動画研修を開催した。 農薬適正使用推進員あてに通信(2回)及びメールマガジン(9回)を送付し、農作物安全対策に関する情報提供を行った。 【課題等】新規認定者及び更新者の増加対策 【個別事業】農薬管理指導士認定制度 【実績】対面での養成研修(2日間)及び更新研修(5回)を開催した。 更新研修については別途、研修動画の視聴による動画研修を開催した。 【課題等】新規認定者及び更新者の増加対策		

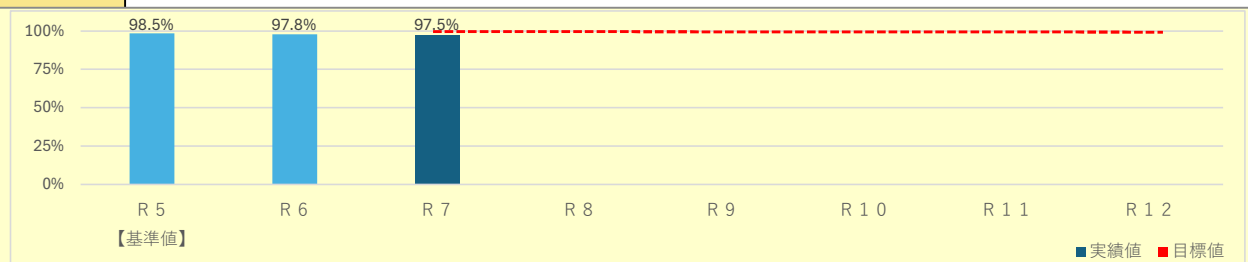
群馬県食品安全基本計画2025－2030 施策評価シート

基本目標	1 食品の安全性・信頼の確保								
施策の柱	(2) 生産者への衛生管理指導の充実								
基本施策	ア 農林水産物の生産者への衛生管理指導の実施 【基本施策④】								
関係課	自然環境課、林業振興課、農政課、米麦畜産課、蚕糸特産課								
年度	第二次評価	評価概要等							
R 7	A	第一次評価(9項目)において、A評価が6項目、B評価が3項目で、C評価及びD評価はなかったことから、当該施策は順調に進捗していると評価した。							

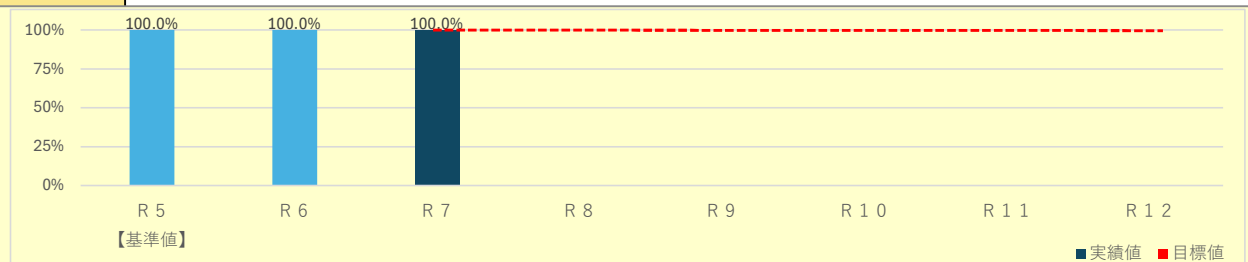
数値目標	指標	⑤講習会等での農薬適正使用指導回数					所管課	農政課	
【単位】回	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	1,012	958	804						1,000回以上
達成率			80%						
第一次評価			B						
備考									



数値目標	指標	⑥出荷時の生乳検査における総細菌数10万/ml未満の酪農家割合					所管課	米麦畜産課	
【単位】%	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	98.5%	97.8%	97.5%						100%
達成率			97.5%						
第一次評価			A						
備考									



数値目標	指標	⑦農産物安全検査結果の適正割合					所管課	農政課	
【単位】%	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	100.0%	100.0%	100.0%						100%
達成率			100.0%						
第一次評価			A						
備考									



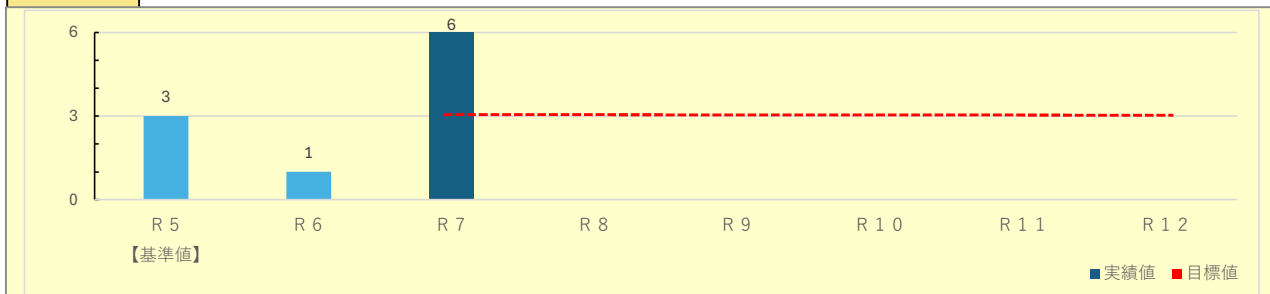
次ページへ続く

施策の方向 a 農薬の適正使用の指導（農政課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	農政課
R 7	B	【個別事業】講習会等での農薬適正使用の指導 【実績】各品目の栽培講習会等、あらゆる機会を活用し、農薬の適正使用について指導を行った。 令和7年度は、延べ24,571人の生産者に対し、804回の指導を行った。 【課題等】栽培講習会等に参加しない農業者に対する指導		
施策の方向 b 農産物等の安全性確保対策の実施（自然環境課、林業振興課、農政課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	自然環境課
R 7	A	【個別事業】野生鳥獣肉の安全性を確保するため、放射性物質検査を実施する。 【実績】野生鳥獣肉（イノシシ19頭、ニホンジカ40頭、ツキノワグマ29頭）のモニタリング検査 野生鳥獣肉（シカ肉）出荷制限の一部解除分の検査（ニホンジカ382頭） 【課題等】野生鳥獣肉の安全性確保と出荷制限解除に向けたデータ収集のため、放射性物質検査を継続して実施する。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	林業振興課
R 7	B	【個別事業】県産農林水産物に対する放射性物質検査の実施 【実績】栽培きのこ類（109検体）、野生のきのこ類（11検体）、野生の山菜類（41検体）で計161検体の検査を実施した。 【課題等】特用林産物の放射性物質検査を計画的に実施し、安全性を確認する。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	農政課
R 7	A	【個別事業】出荷前農産物の残留農薬検査 【実績】10品目70検体の検査を実施し、残留農薬基準値を超過した検体はなかった。 【課題等】引き続き、計画的な検査を継続する。 【個別事業】農産物の放射性物質検査の実施 【実績】17品目19検体の検査を実施し、基準値を超過した検体はなかった。 【課題等】出荷団体等の要望に基づき、継続した検査を実施することで、農産物の安全性を確認する。		
施策の方向 c 畜水産物の安全性確保対策の実施（米麦畜産課、蚕糸特産課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	米麦畜産課
R 7	A	【個別事業】飼料の適正な製造・使用の検査・指導 【実績】県内畜産農家8戸、飼料製造・販売業者4件の立入検査により、飼料の適正使用・管理の確認を実施した。うち、飼料製造業者からは飼料2検体の成分分析を行い、成分表記に適合していることを確認した。 【課題等】引き続き、適正な使用・管理の指導を継続する。 【個別事業】牛に給与する飼料作物の放射性物質検査 【実績】除染を実施した牧草地や公共牧場等における牧草の検査を14検体実施した。 【課題等】引き続き、計画的な検査を継続する。 【個別事業】県内産生乳の安全確保対策 【実績】推進会議2回、県内酪農家への指導56回、品質を向上させるための取組として原乳品質改善共励会への審査協力を実施した。 【課題等】引き続き、「群馬県産の生乳の安全性の確保に関する条例」に基づき、牛乳の安全性の確保及び消費者への安定した供給を図るため、県内関係者で協力して指導を実施する。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	蚕糸特産課
R 7	A	【個別事業】養殖水産物の安全確保対策 【実績】養殖業者へ、魚病発生予防技術等の情報提供や指導を行い、養殖技術の向上を図るとともに、水産用医薬品を適正かつ効果的に使用していることを確認した。水産用医薬品の使用履歴があるニジマス2検体の医薬品残留検査を行い、2検体全ての検査結果が定量限界以下であり、水産物に医薬品残留がなく、安全な養殖水産物が生産されていることを確認した。 【課題等】指導会議や巡回指導を通して、安全安心な養殖水産物の確保を図るとともに、水産用医薬品残留検査を行う。		

群馬県食品安全基本計画2025－2030 施策評価シート

基本目標	1 食品の安全性・信頼の確保		
施策の柱	(2) 生産者への衛生管理指導の充実		
基本施策	イ 農林水産物の生産者を衛生管理指導する人材の育成		【基本施策⑤】
関係課	農政課、米麦畜産課、野菜花き課		
年度	第二次評価	評価概要等	
R 7	A	第一次評価(4項目)において、A評価が3項目、B評価が1項目で、C評価及びD評価はなかったことから、当該施策は順調に進捗していると評価した。	

数値目標	指標	⑧GAP研修会開催回数					所管課	農政課・米麦畜産課	
【単位】回	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	3	1	6						3回以上
達成率			200%						
第一次評価			A						
備考									

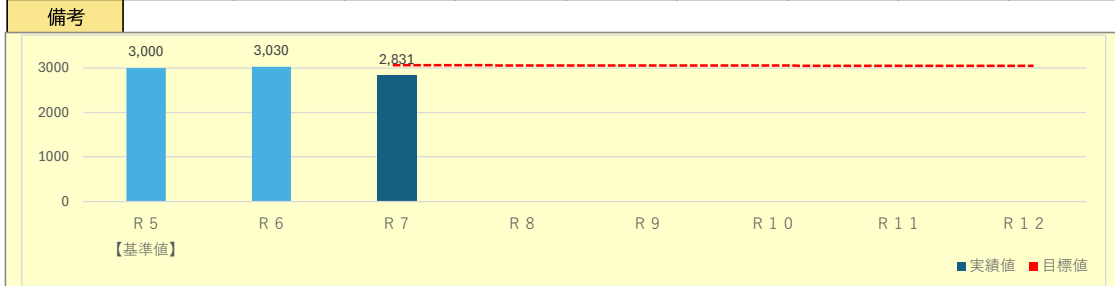


施策の方向	a 施策を推進する人材の育成（農政課、米麦畜産課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	農政課
R 7	B	【個別事業】農業適正指導推進員認定制度 【実績】対面での養成研修(1回)及び更新研修(3回)を開催した。 更新研修については、初の試みとして研修動画の視聴による動画研修を開催した。 農業適正指導推進員あてに通信(2回)及びメールマガジン(9回)を送付し、農作物安全対策に関する情報提供を行った。 【課題等】新規認定者及び更新者の増加対策 【個別事業】農業管理指導士認定制度 【実績】対面での養成研修(2日間)及び更新研修(5回)を開催した。 更新研修については別途、研修動画の視聴による動画研修を開催した。 【課題等】新規認定者及び更新者の増加対策		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	米麦畜産課
R 7	A	【個別事業】GAP指導員の育成 【実績】JGAP指導員養成研修5人受講、JGAP指導員更新研修3名受講。群馬県畜産GAP推進会議1回、研修会1回開催。 【課題等】異動等により育成した指導員の経験を積むことが困難な状況もあるが、引き続き、指導員育成、推進会議、研修会を実施していくことで、県内畜産農場におけるGAP推進を図っていく。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	野菜花き課
R 7	A	【個別事業】GAP指導者の資質向上を目指した研修会の開催 【実績】JGAP指導員基礎研修、GH研修、GAP現地研修、HACCP研修への派遣。群馬県GAP研修会開催 【課題等】GAP現地指導の機会が少なく、指導の実践が十分できていない。		

群馬県食品安全基本計画2025－2030 施策評価シート

基本目標	1 食品の安全性・信頼の確保		
施策の柱	(3) 食品等事業者による自主衛生管理の推進		
基本施策	ア 製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進		【基本施策⑥】
関係課	食品・生活衛生課、地域企業支援課		
年度	第二次評価	評価概要等	
R 7	B	第一次評価(4項目)において、A評価が1項目、B評価が3項目で、C評価及びD評価はなかったことから、当該施策は概ね順調に進捗していると評価した。	

数値目標	指標	⑨食品衛生推進員によるHACCPに沿った衛生管理の導入確認件数					所管課	食品・生活衛生課	
【単位】件	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	3,000	3,030	2,831						3,000回以上
達成率			94%						
第一次評価			B						



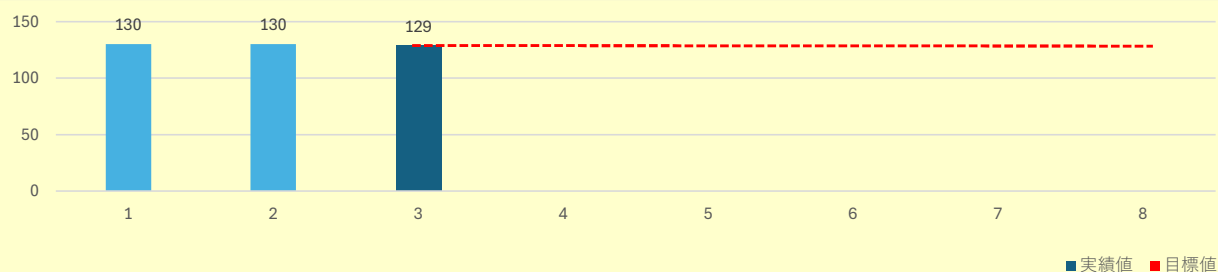
施策の方向	a 自主的な衛生管理の推進（食品・生活衛生課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】HACCPに沿った衛生管理の周知及び導入支援 【実績】食品衛生推進員講習会等に講師を派遣し、HACCPに沿った衛生管理の周知に努めた。また、食品営業施設への通常監視や窓口対応、営業許可更新等の機会を捉えて周知・助言を行った。 【課題等】引き続きHACCPの定着を図るとともに、取組状況を検証して必要な見直しが行われるよう事業者の自主衛生管理を支援していきたい。		

施策の方向	b 自主衛生管理推進のための側面的支援の実施（食品・生活衛生課、地域企業支援課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	B	【個別事業】群馬県食品衛生推進員による自主衛生管理の指導 【実績】食品衛生推進員により食品営業者に対し助言や巡回指導が行われ、HACCPに沿った衛生管理の実施に対して支援を行った。目標件数(委託契約における目標件数)3,000件に対し、巡回指導件数(HACCPに沿った衛生管理の導入確認)は2,831件であり、達成率は94%であった。 【課題等】食品衛生推進員については全体的に高齢化しているため、新たな推進員の確保が課題となっている。HACCPの制度化を周知啓発をしていく上では、推進員との連携・協力は重要であることから、人材確保及び人材育成を今後も継続的に実施して、自主衛生管理を推進していく。 【個別事業】検証としての自主検査の実施 【実績】食品営業者が遵守すべき衛生管理の基準は食品衛生法施行規則で規定されている。HACCPに沿った衛生管理の検証を行うため、食品衛生推進員等により自主検査の実施について普及啓発を実施した。 ・自主検査数:3,948件 【課題等】製品の自主検査は食品の安全性を確認し、製造工程を検証する際にも有効なものである。HACCPに沿った衛生管理が義務化されたが、自主検査の重要性は変わらないため、引き続き食品営業者へ指導していく。 【個別事業】食品衛生優良施設の表彰 【実績】食品営業施設の改善、衛生管理及び従業員の衛生管理が優秀であり、他の模範となる施設に対して知事表彰等を行い、食品営業者の自主衛生管理を推進した。 群馬県知事表彰 食品衛生優良施設:11施設 (一社)群馬県食品衛生協会会長表彰 食品衛生優良施設:13施設 【課題等】引き続き群馬県食品衛生協会に表彰施設の推薦をもらい、査定のうえ表彰を実施し、自主衛生管理を推進していく。 【個別事業】福祉目的の食事提供に対する助言・指導 【実績】令和7年度にこども食堂等福祉目的に食事を提供している施設からの相談件数は10件であり、必要な助言・指導を行った。 【課題等】関係課からの情報収集に努め、今後も相談等があった場合には、関係機関と連携し、必要な助言・指導を行っていく。 【個別事業】フードバンク活動に対する衛生管理の技術支援 【実績】フードバンク活動については、関係課で対象食品等マニュアルが構築され相談等はなかったが、助言等を行う体制を整備していた。 【課題等】引き続き、事業者等からの相談に対して助言等を行う。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	地域企業支援課
R 7	B	【個別事業】食品製造及び衛生管理技術支援 【実績】食品の品質・衛生管理に関わる人材育成についての講習会(10月及び2月)および県内先進工場への見学会(12月)を実施した。また、他団体が行う講習会に協賛した(8月)。 【課題等】令和8年度はさらに様々な食品分野を対象とした、食品営業者の衛生管理に関する知識や技術の向上に努めたい。		

群馬県食品安全基本計画2025-2030 施策評価シート

基本目標	1 食品の安全性・信頼の確保	
施策の柱	(3) 食品等事業者による自主衛生管理の推進	
基本施策	イ 食品等事業者による自主衛生管理に必要な人材育成の支援 【基本施策⑦】	
関係課	食品・生活衛生課	
年度	第二次評価	評価概要等
R 7	A	第一次評価(2項目)において、A評価が1項目、B評価が1項目で、C評価及びD評価はなかったことから、当該施策は順調に進捗していると評価した。

数値目標	指標	⑩食品衛生推進員委嘱数					所管課	食品・生活衛生課	
【単位】人	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	130	130	129						130人以上
達成率			99.2%						
第一次評価			A						
備考									

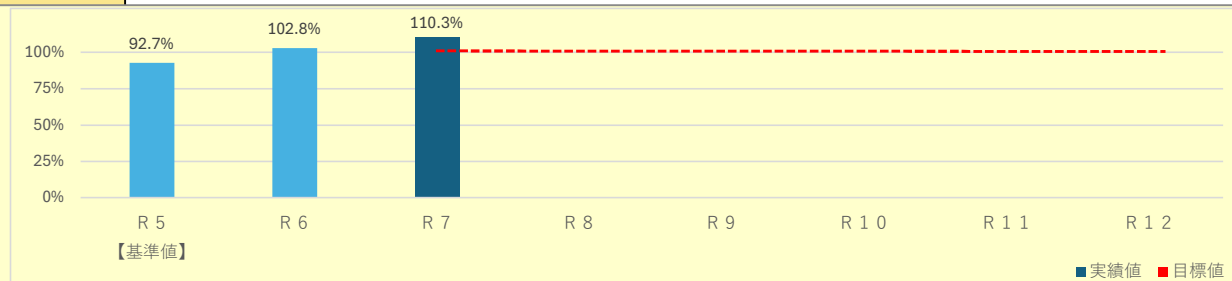


施策の方向	a 食品等事業者が行う人材育成の支援（食品・生活衛生課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	B	【個別事業】(一社)群馬県食品衛生協会の指導育成 【実績】食品衛生指導員研修会(再教育・新規)を実施した。 再教育:11支部で実施し、延べ902名の出席があった。 新規:10支部で実施、延べ54名の出席があった。 【課題等】引き続き食品衛生指導員研修会を実施させ、指導員の資質向上を図る。 【個別事業】食品衛生責任者の再教育等の実施 【実績】群馬県食品衛生法施行条例に基づき、食品の営業施設に設置されている食品衛生責任者に対し、定期的に講習会等を開催し、育成強化を図る。 食品衛生責任者の実務者講習会における受講者数:8,604人 【課題等】引き続き食品衛生責任者の実務者講習会を実施させる。 【個別事業】衛生管理責任者等の資質向上対策 【実績】各と畜場及び食鳥処理場で開催される会議に出席し、各施設の衛生状況を踏まえた衛生教育・指導を行うことで、衛生管理責任者及び食鳥処理衛生管理者等の資質向上を図った。 【課題等】各施設で個別のHACCPプランを作成していることから、引き続き、各施設の運営会議等で衛生管理の普及に努めていく必要がある。 【個別事業】食品衛生推進員の資質向上対策 【実績】食品衛生法第61条の規定に基づき、地域における食品衛生の向上を図ることを目的に委嘱している食品衛生推進員に必要な知識及び技術に関する研修を実施し、資質の向上を図る。 食品衛生推進員研修会の実施 第1回 6月11日(東毛地区) 50名出席 第2回 6月18日(北毛地区) 23名出席 第3回 6月25日(西毛地区) 29名出席 合計 102名(出席率79.1%) 【課題等】各施設で個別のHACCPプランを作成していることから、引き続き、各施設の運営会議等で衛生管理の普及に努めていく必要がある。 【個別事業】食品衛生功労者の表彰 【実績】食品衛生の普及向上に努め、食品安全行政への協力、業界の指導育成等の功績が特に顕著な者に対して知事表彰等を行い、食品安全行政の推進及び自主衛生管理の推進を図った。 群馬県知事表彰 食品衛生功労者:16名 (一社)群馬県食品衛生協会会長表彰 食品衛生功労者:21名 (一社)群馬県食品衛生協会会長感謝状 食品衛生指導員:21名 食品衛生行政担当者:3名 【課題等】引き続き群馬県食品衛生協会に表彰者の推薦をもらい、査定のうえ表彰を実施し、食品衛生行政及び自主衛生管理を推進する。		

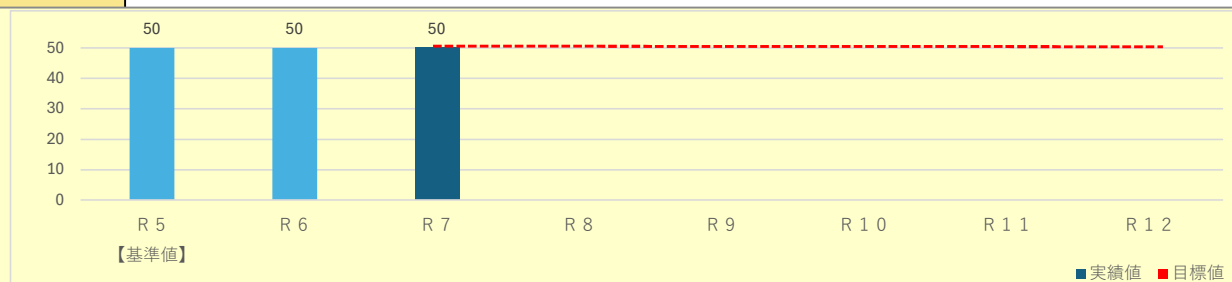
群馬県食品安全基本計画2025－2030 施策評価シート

基本目標	1 食品の安全性・信頼の確保	
施策の柱	(4) 食品等事業者への監視指導の充実	
基本施策	ア 製造・加工・流通段階における食品等事業者への監視指導の充実 【基本施策⑧】	
関係課	薬務課、食品・生活衛生課、健康体育課	
年度	第二次評価	評価概要等
R 7	A	第一次評価(8項目)において、全てA評価であったことから、当該施策は順調に進捗していると評価した。

数値目標	指標	①食品衛生監視指導計画に基づく食品営業施設の監視指導実施率					所管課	食品・生活衛生課	
【単位】%	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	92.7%	102.8%	110.3%						100%
達成率			110.3%						
第一次評価			A						
備考									



数値目標	指標	②無承認無許可医薬品試買検査検体数					所管課	薬務課	
【単位】検体	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	50	50	50						50検体
達成率			100%						
第一次評価			A						
備考									



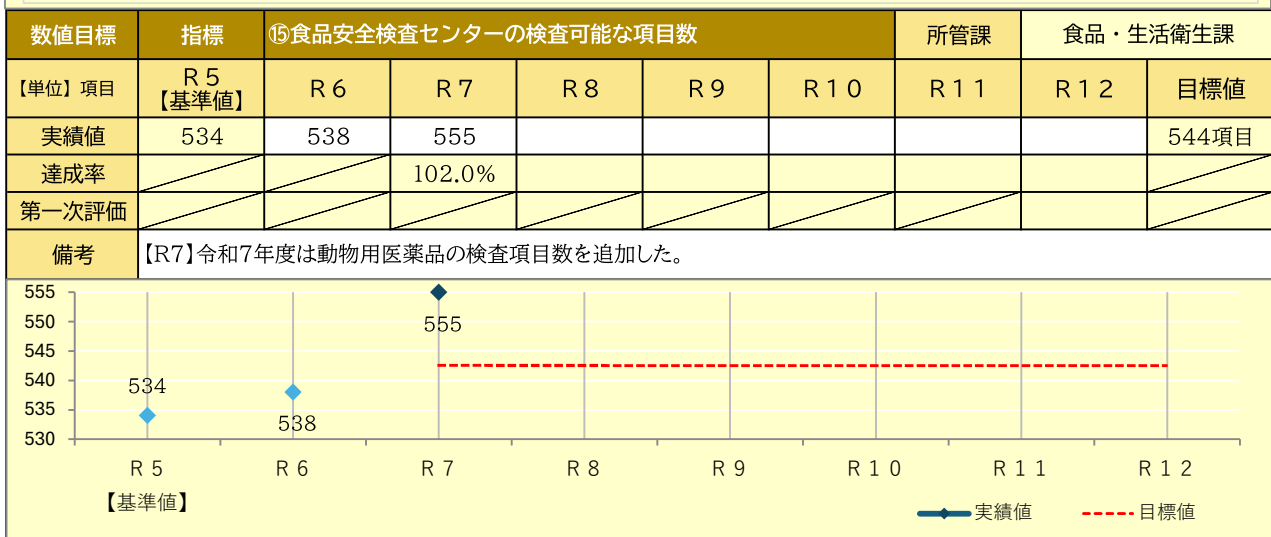
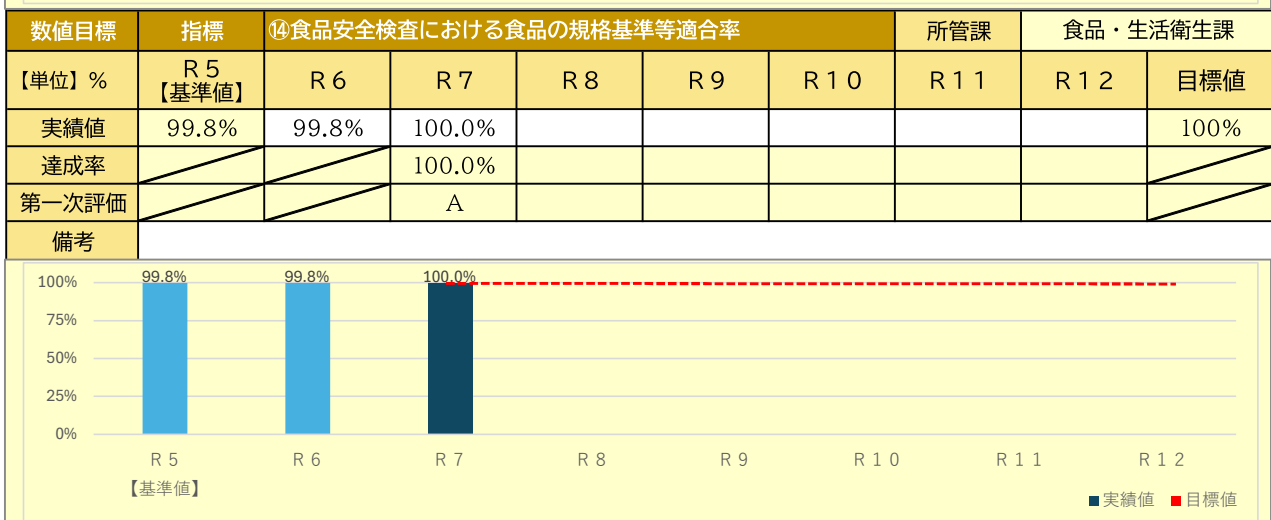
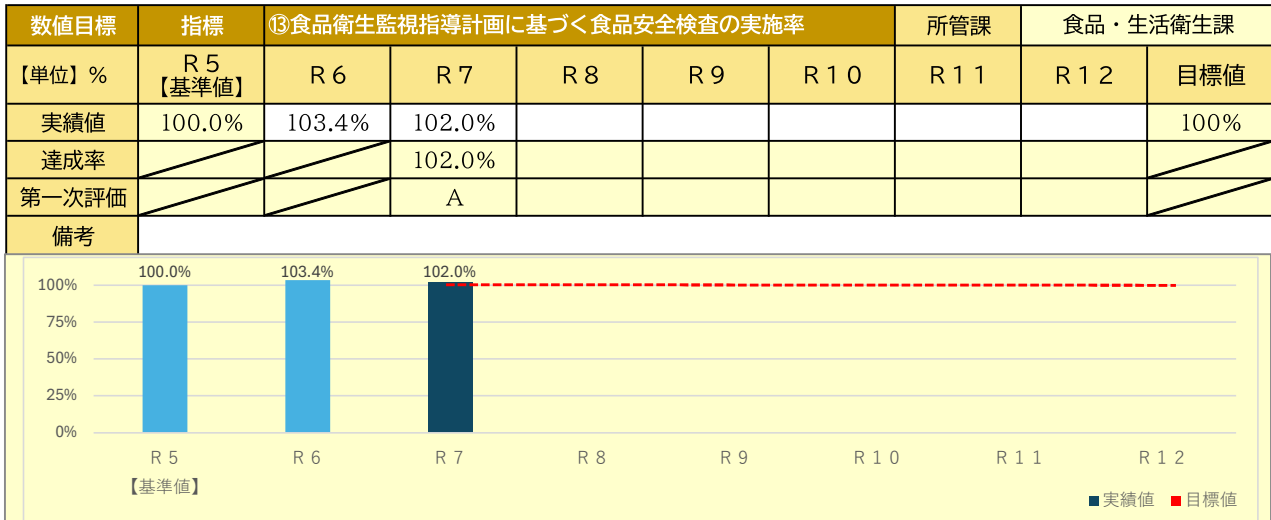
施策の方向	a 食品営業許可施設等の監視指導の実施（食品・生活衛生課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】食品営業許可施設等監視指導 【実績】令和7年度の監視目標数12,167件に対して、監視実績は13,419件であり、達成率は110.3%であった。食品等事業者に対して、監視指導計画に基づいた監視指導を行い、食中毒の未然防止、HACCPに沿った衛生管理の定着、食品表示の信頼確保等に努めた。 【課題等】HACCP制度化に対応した監視が求められているため、今後は施設監視時等に営業者が作成した衛生管理計画等を中心に確認するなど、効率的な方法を検討していく。 【個別事業】営業届出制度の周知 【実績】ホームページを整備し、法改正で新設された営業届出制度の周知に努めた。また、通常監視や窓口対応等の機会を捉え、リーフレット等を活用し、制度の周知に努めた。 【課題等】営業届出制度の創設により、従来許可不要であった営業も届出の対象になることから、営業許可の更新時の説明等により制度について確認し、適切な届出がなされるよう助言・指導が必要である。		

次ページへ続く

施策の方向 b 給食施設等の監視指導の実施（食品・生活衛生課、健康体育課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づく監視指導 【実績】大量調理施設衛生管理マニュアルが適用となる施設は、監視目標件数114件に対して、監視件数120件であり、目標達成率111.1%であった。一方、これら以外で大量調理施設衛生管理マニュアルの趣旨を踏まえた監視指導の対象となる給食施設については、管理栄養士が配置されていないことが多い小規模施設を重点的に立入したため、一定の食数以上を調理する特定給食施設の監視件数は137件で目標達成率39%となった。 【課題等】特定給食施設の監視指導に努める。大量調理施設及び特定給食施設の監視の際には、HACCPの概念に基づく「大量調理施設衛生管理マニュアル」により監視指導を行うとともに、衛生管理計画の実施状況の確認・指導を行う。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	健康体育課
R 7	A	【個別事業】「学校給食衛生管理基準」に基づく巡回指導 【実績】公立学校の学校給食施設において、学校給食安全衛生に関する巡回指導を実施し、衛生管理およびリスクマネジメントについて指導・助言を行った。令和7年度は60施設で実施し、すべての施設から改善報告書の提出を受け、指導内容の着実な履行を確認した。 【課題等】施設の老朽化により、衛生的な管理の維持に困難を伴う施設が一部で見受けられる。また、調理業務の委託化が進む中、人材不足の影響により衛生管理体制に不安が生じている。今後は、施設環境の改善に向けた検討を進めるとともに、受託事業者を含めた衛生管理の徹底と継続的な改善の取組を促していく必要がある。		
施策の方向 c と畜場・食鳥処理場の監視指導の実施（食品・生活衛生課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】県内1か所のと畜場において、食肉の微生物汚染実態調査を実施し、また、県内2か所の大規模食鳥処理場において細菌検査を実施し、科学的根拠に基づいた衛生指導を行う。 【実績】令和3年6月1日から本格施行となった外部検証の一環として、年間計45回の微生物検査を実施し、その結果を踏まえた施設への衛生指導を行った。 ・県内と畜場：大動物12回（計60検体） ：中動物12回（計99検体） ・県内食鳥処理場：21回（計105検体） 【課題等】外部検証実施計画に基づき、引き続き微生物検査を実施するとともに、全国のデータを踏まえ、各施設に衛生指導を行う。		
施策の方向 d 健康食品の監視指導の実施（薬務課、食品・生活衛生課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	薬務課
R 7	A	【個別事業】健康食品・無承認無許可医薬品に対する監視指導 【実績】健康食品から全国的に多く検出されている医薬品成分を分析項目とし、市場で販売されている商品の試買検査を実施している。令和7年度は、医薬品15成分（痩身系5成分、強壮系10成分）について、50検体（痩身系10検体、強壮系40検体）の検査を行った。その結果、医薬品成分は検出されず、流通する健康食品の安全性を確認した。 【課題等】医薬品成分を含有する食品等の市場流通を防止するため、引き続き監視を行っていく。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】健康食品の栄養成分表示調査 【実績】県内で製造・販売されている栄養機能食品等の含有成分検査を3件実施し、含有成分量表示の根拠の確認を行った。（1件当たり、ビタミンB ₁₂ 、ビタミンE、ナトリウム（食塩相当量）のいずれか1成分を検査）不適合事項はなかった。 【課題等】適正な食品表示の徹底を図るため、引き続き本調査を実施する。		

群馬県食品安全基本計画2025－2030 施策評価シート

基本目標	1 食品の安全性・信頼の確保								
施策の柱	(4) 食品等事業者への監視指導の充実								
基本施策	イ 食品安全検査の充実 【基本施策⑨】								
関係課	薬務課、食品・生活衛生課、自然環境課、林業振興課、農政課、蚕糸特産課								
年度	第二次評価	評価概要等							
R 7	A	第一次評価(12項目)において、A評価が11項目、B評価が1項目で、C評価及びD評価はなかったことから、当該施策は順調に進捗していると評価した。							



次ページへ続く

施策の方向 a 農産物の残留農薬検査の実施（食品・生活衛生課、農政課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】流通食品の残留農薬検査の実施 【実績】目標検体数34検体に対し、加工食品等を計34検体実施した。食品衛生法に基づく残留基準値を超過した事例はなかった。 【課題等】検体数の見直しを行いながら、引き続き実施する予定である。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	農政課
R 7	A	【個別事業】出荷前農産物の残留農薬検査 【実績】10品目70検体の検査を実施し、残留農薬基準値を超過した検体はなかった。 【課題等】引き続き、計画的な検査を継続する。		
施策の方向 b 流通食品の安全検査の実施（薬務課、食品・生活衛生課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	薬務課
R 7	A	【個別事業】健康食品・無承認無許可医薬品に対する監視指導（再掲） 【実績】健康食品から全国的に多く検出されている医薬品成分を分析項目とし、市場で販売されている商品の試買検査を実施している。令和7年度は、医薬品15成分（痩身系5成分、強壮系10成分）について、50検体（痩身系10検体、強壮系40検体）の検査を行った。その結果、医薬品成分は検出されず、流通する健康食品の安全性を確認した。 【課題等】医薬品成分を含有する食品等の市場流通を防止するため、引き続き監視を行っていく。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】食品の収去検査の充実 【実績】目標検体数557検体に対し、556検体の検査を実施した。廃業のため1検体減となっている。 【課題等】食品検査項目の優先順位を考えながら、引き続き流通食品の収去検査を実施する。		
施策の方向 c 放射性物質検査の実施（食品・生活衛生課、自然環境課、林業振興課、蚕糸特産課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】県内の食品の放射性物質検査結果の公表 【実績】各県産農産物等にて実施された検査結果をとりまとめて、県ホームページにて公表し、県民の不安解消を図った。 【課題等】県民の不安解消のため、随時検査結果の公表を行う。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	自然環境課
R 7	A	【個別事業】野生鳥獣肉の安全を確保するため、放射性物質検査を実施する。 【実績】野生鳥獣肉（イノシシ19頭、ニホンジカ40頭、ツキノワグマ29頭）のモニタリング検査 野生鳥獣肉（シカ肉）出荷制限の一部解除分（ニホンジカ382頭）の検査 【課題等】野生鳥獣肉の安全性確保と出荷制限解除に向けたデータ収集のため、放射性物質検査を継続して実施する。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	林業振興課
R 7	B	【個別事業】県産農林水産物に対する放射性物質検査の実施 【実績】栽培きのこ類（109検体）、野生のきのこ類（11検体）、野生の山菜類（41検体）で計161検体の検査を実施した。 【課題等】特産林産物の放射性物質検査を計画的に実施し、安全性を確認する。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	蚕糸特産課
R 7	A	【個別事業】県産農林水産物に対する放射性物質検査 【実績】水産物に対する安全性確保のため、河川等で採捕した魚（採捕魚）34検体、養殖魚19検体の検査を行った。その結果、採捕魚及び養殖魚とも基準値超過はなかった。また、検査結果が判明した時点で県ホームページで公表した。 【課題等】水産物の安全性確保と出荷制限解除に向けたデータ収集のため、放射性物質検査を継続して実施します。		

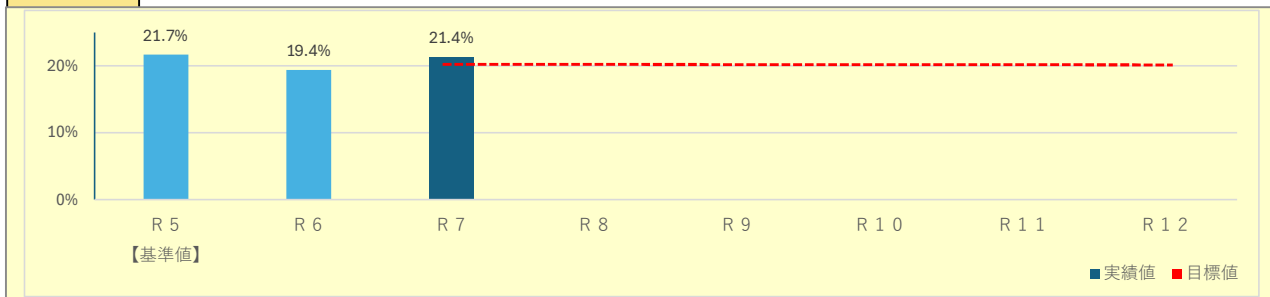
次ページへ続く

施策の方向 d 検査体制の充実（食品・生活衛生課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】法律の改正等に対応した新たな食品検査法の体制整備 【実績】県食品衛生検査施設3施設（衛生環境研究所、食品安全検査センター及び食肉衛生検査所）において、食品検査の作業書の作成・改訂を14回行った。 【課題等】法律の改正等の変更が生じた場合、食品検査の作業書の作成・改訂が必要となっている。		
施策の方向 e 食品安全検査の信頼性の確保（食品・生活衛生課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】食品衛生検査施設の業務管理（GLP）の実施 【実績】県食品衛生検査施設全13施設（衛生環境研究所、食品安全検査センター、食肉衛生検査所及び各保健所10施設）に対し、延べ58回の内部点検を実施した。 食品衛生検査施設3施設（衛生環境研究所、食品安全検査センター、食肉衛生検査所）が、延べ18項目の外部精度管理調査に参加した。 食品衛生検査施設3施設（衛生環境研究所、食品安全検査センター、食肉衛生検査所）に対し、県内共通の内部精度管理として、サルモネラ属菌の精度管理を実施した。 【課題等】検査結果の信頼性を確保するため、食品衛生検査施設に対する内部点検・精度管理等を継続的に実施する。		

群馬県食品安全基本計画2025－2030 施策評価シート

基本目標	1 食品の安全性・信頼の確保	
施策の柱	(4) 食品等事業者への監視指導の充実	
基本施策	ウ 輸入食品安全対策の推進 【基本施策⑩】	
関係課	食品・生活衛生課	
年度	第二次評価	評価概要等
R 7	A	第一次評価(3項目)において、A評価が2項目、B評価が1項目で、C評価及びD評価はなかったことから、当該施策は順調に進捗していると評価した。

数値目標	指標	⑩収去検査検体数に対する輸入食品検査検体数の割合					所管課	食品・生活衛生課	
【単位】%	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	21.7%	19.4%	21.4%						20%以上
達成率			106.8%						
第一次評価			A						
備考									

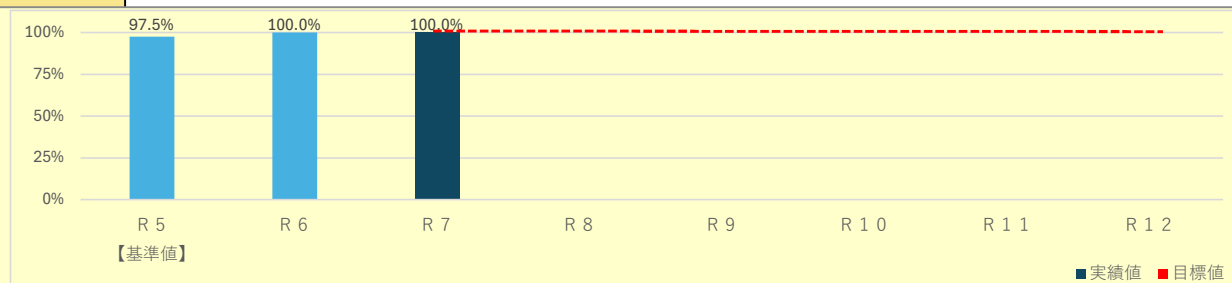


施策の方向	a 輸入食品検査の実施（食品・生活衛生課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】輸入食品検査 【実績】収去検体数 548検体に対し、117検体の輸入食品を収去した(21.4%)。基準値を超過した検体はなかった。 【課題等】検査検体数の見直しを行いながら、引き続き検査を実施する予定である。		
施策の方向	b 輸入食品に関する理解の促進（食品・生活衛生課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	B	【個別事業】輸入食品に関する情報発信 【実績】「輸入食品安全・安心Q&A」を作成(更新)し、ホームページに最新情報を掲載するなど、輸入食品に関する情報を発信した。 【課題等】継続して輸入食品の安全確保に係るリスクコミュニケーションを実施し、情報発信と周知に努める。		

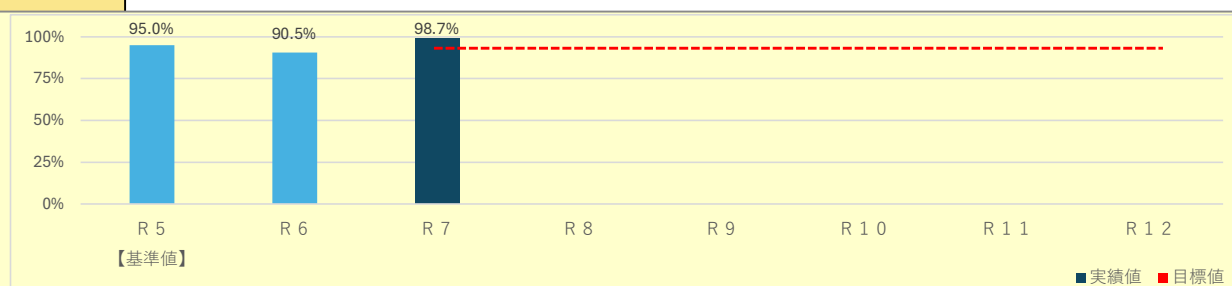
群馬県食品安全基本計画2025－2030 施策評価シート

基本目標	1 食品の安全性・信頼の確保		
施策の柱	(4) 食品等事業者への監視指導の充実		
基本施策	エ 食物アレルギー対策の推進		【基本施策⑩】
関係課	こども・子育て支援課、児童福祉課、食品・生活衛生課、健康体育課		
年度	第二次評価	評価概要等	
R 7	A	第一次評価(10項目)において、A評価が8項目、B評価が2項目で、C評価及びD評価はなかったことから、当該施策は順調に進捗していると評価した。	

数値目標	指標	⑩アレルギー検査における食品表示基準適合率					所管課	食品・生活衛生課	
【単位】%	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	97.5%	100.0%	100.0%						100%
達成率			100.0%						
第一次評価			A						
備考									



数値目標	指標	⑪食物アレルギーセミナー受講者の理解度					所管課	食品・生活衛生課	
【単位】%	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	95.0%	90.5%	98.7%						95%以上
達成率			103.9%						
第一次評価			A						
備考									



施策の方向	a アレルゲン検査の実施（食品・生活衛生課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】流通食品のアレルゲン検査実施 【実績】アレルゲン検査を40件実施した。検査の結果、食品表示基準違反は確認されなかった。 【課題等】必要となる検査を的確に実施できるよう、引き続き対応していく。		

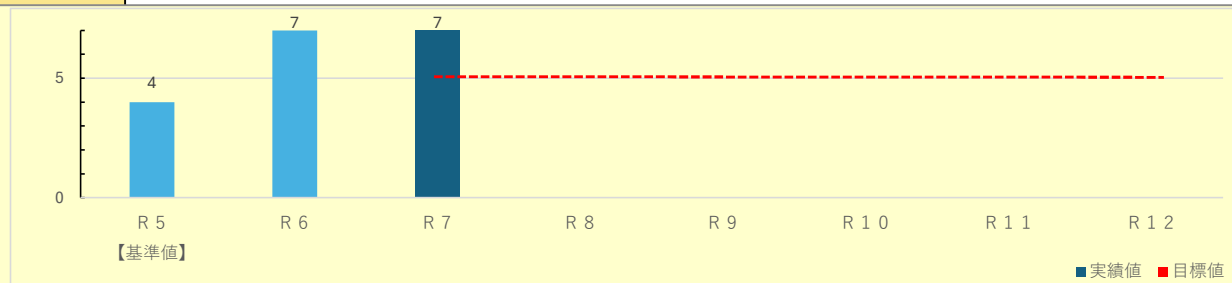
次ページへ続く

施策の方向 b 食物アレルギーに関する理解の促進（こども・子育て支援課、食品・生活衛生課、健康体育課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	こども・子育て支援課
R 7	B	【個別事業】学校、保育所等関係者に対する研修の実施 【実績】令和7年度群馬県教育・保育のキャリアアップ研修「食育・アレルギー対応」 第1期 令和7年8月8,21,28日 修了者:105名（集合型） 第2期 令和7年9月1～30日 修了者:194名（eラーニング） 第3期 令和7年11月4日～28日 修了者:191名（eラーニング） 【課題等】今後も課題に対応した研修を実施していく。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】食物アレルギーをテーマとしたリスクコミュニケーション事業の実施 【実績】食物アレルギーの理解促進を図るため、食物アレルギーの基礎知識についてオンラインセミナーを実施し、575名が受講した。 【課題等】食物アレルギーによる事故を防止するため、引き続き正しい理解の促進に努める。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	健康体育課
R 7	A	【個別事業】学校、保育所等関係者に対する研修の実施 【実績】栄養教諭・学校栄養職員等を対象とした研修会を実施し、食物アレルギーに関する最新情報やヒヤリハット事例の共有を通して、事故防止に向けた注意喚起を行った。栄養教諭・学校栄養職員の85%に当たる183名が出席し、広く周知を図ることができた。 【課題等】学校給食における食物アレルギー対応は多様化・複雑化しており、的確な対応には継続的な知識の更新と理解の深化が不可欠である。また、ヒヤリハット事例の共有を通じた実践的な対応力の向上も重要である。このため、引き続き研修内容の充実を図り、栄養教諭・学校栄養職員等の専門性の維持・向上を図る必要がある。		
施策の方向 c 食物アレルギー対策の体制の整備（こども・子育て支援課、児童福祉課、食品・生活衛生課、健康体育課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	こども・子育て支援課
R 7	B	【個別事業】保育充実促進費補助金（食物アレルギー対策） 【実績】対象:14市町村95施設（アレルギー児童数712人）、補助金額:3,181,378円（1施設あたり年額100千円） 【課題等】食事の提供にあたり、栄養士を活用し、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける体制を整えるように指導していく。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	児童福祉課
R 7	A	【個別事業】母子健康手帳による食物アレルギー対策の啓発 【実績】妊娠届出を提出した保護者に配布する母子健康手帳に「乳幼児に多い食物アレルギーの基礎知識」のページを設け、食物アレルギーに関する情報の周知を図った。 【課題等】引き続き情報共有を図り、状況に応じてページを更新していく		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】群馬県食物アレルギー関係課連絡会議の運営 【実績】食物アレルギー対策に取り組む関係課で連絡会議を組織し、会議を1回開催した。 【課題等】引き続き情報共有を図り、連携して対応していく。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	健康体育課
R 7	A	【個別事業】アレルギー発症報告の義務付けと事後措置の指導 【実績】101件の報告について確認、必要に応じて市町村教育委員会と連携し各校へ指導。アレルギー対応検討委員会にて専門医に指導助言を仰ぎ、次年度の対応について協議。 【課題等】誤食誤配が16件であり、今後も事故防止に努めていく。		

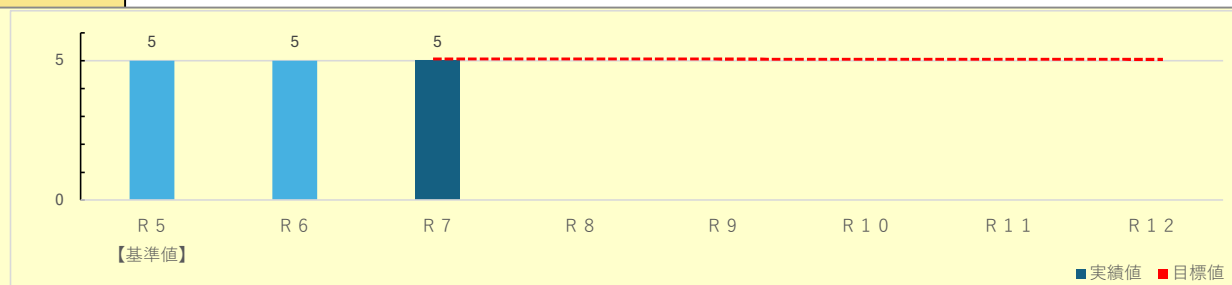
群馬県食品安全基本計画2025－2030 施策評価シート

基本目標	1 食品の安全性・信頼の確保		
施策の柱	(4) 食品等事業者への監視指導の充実		
基本施策	オ 製造・加工・流通段階を監視指導する人材の育成		【基本施策⑫】
関係課	食品・生活衛生課		
年度	第二次評価	評価概要等	
R 7	A	第一次評価(3項目)において、A評価が2項目、B評価が1項目で、C評価及びD評価はなかったことから、当該施策は順調に進捗していると評価した。	

数値目標	指標	⑬国等主催の食品衛生に関する研修会等への参加回数					所管課	食品・生活衛生課	
【単位】回	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	4	7	7						5回以上
達成率			140%						
第一次評価			A						
備考									



数値目標	指標	⑭保健所職員等を対象とした研修会開催数					所管課	食品・生活衛生課	
【単位】検体	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	5	5	5						5回以上
達成率			100%						
第一次評価			A						
備考									

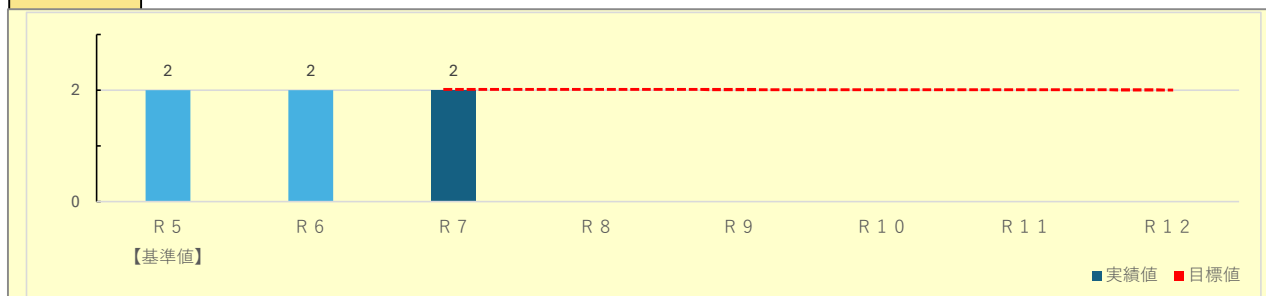


施策の方向	a 施策を推進する人材の育成及び調査・研究の推進（食品・生活衛生課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	B	【個別事業】知識・技術の習得 【実績】国等主催の研修等に7回（参加人数33人）参加した。また、職員向けに研修会を5回（参加人数331人）開催した。 【課題等】引き続き、国及び民間団体等が主催する各種講習会等へ職員を派遣するとともに、研修会の開催等により職員の資質向上を図る。		

群馬県食品安全基本計画2025－2030 施策評価シート

基本目標	1 食品の安全性・信頼の確保	
施策の柱	(5) 適正な食品表示の確保	
基本施策	ア 食品等事業者による自主的な食品表示の適正化の推進 【基本施策⑬】	
関係課	食品・生活衛生課	
年度	第二次評価	評価概要等
R 7	A	第一次評価(2項目)において、全てA評価であったことから、当該施策は順調に進捗していると評価した。

数値目標	指標	②食品表示に関する情報紙の発行回数					所管課	食品・生活衛生課	
【単位】回	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	2	2	2						2回以上
達成率			100%						
第一次評価			A						
備考									

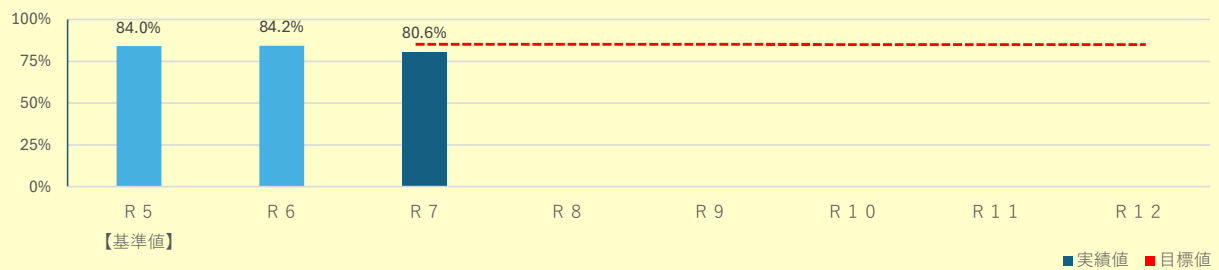


施策の方向	a 食品表示の適正化の推進（食品・生活衛生課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】情報紙「ぐんま知っ得食品表示」の発行 【実績】令和7年8月に「食品添加物」をテーマに1回、令和8年1月に「食品の期限表示」をテーマに1回の計2回発行し、ボランティア「ぐんま食の安全情報通信員」及びスーパーマーケット等への配布を通じて周知した。 【課題等】食品表示関係法令は改正頻度が高いため、改正のあった事項を重点的に取り上げ迅速に情報提供を行う必要がある。		

群馬県食品安全基本計画2025－2030 施策評価シート

基本目標	1 食品の安全性・信頼の確保	
施策の柱	(5) 適正な食品表示の確保	
基本施策	イ 食品等事業者が適正な食品表示に取り組むために行う人材育成の支援 【基本施策⑭】	
関係課	食品・生活衛生課	
年度	第二次評価	評価概要等
R 7	B	第一次評価(2項目)において、全てB評価であったことから、当該施策は概ね順調に進捗していると評価した。

数値目標	指標	②食品表示セミナー受講者の理解度					所管課	食品・生活衛生課	
【単位】%	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	84.0%	84.2%	80.6%						85%以上
達成率			94.8%						
第一次評価			B						
備考									

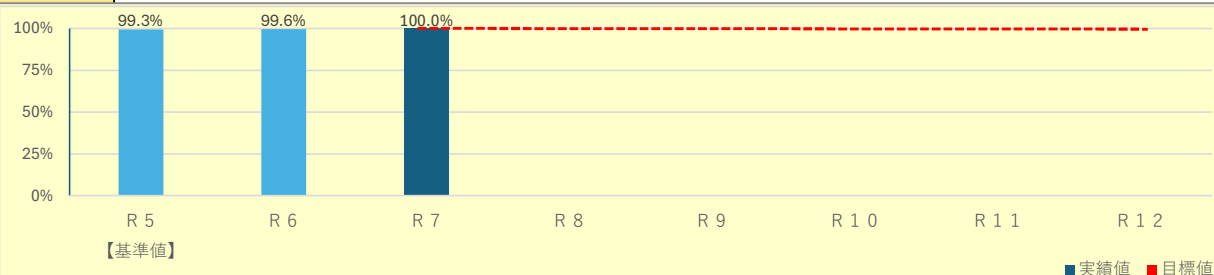


施策の方向	a 食品等事業者が行う人材育成の支援（食品・生活衛生課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	B	【個別事業】食品表示講習会の実施 【実績】食品等事業者を対象に、食品表示関係法令に係る基礎的な内容の講習会を集合形式で4回、動画配信形式で2回開催した。また、法令の改正内容等を含めた事業者が知識を深められる内容の講習会を集合形式で1回開催した。 【課題等】食品等事業者が適正表示に自主的に取り組むことができるよう、引き続き最新の情報を講習会で発信していく。		

群馬県食品安全基本計画2025－2030 施策評価シート

基本目標	1 食品の安全性・信頼の確保	
施策の柱	(5) 適正な食品表示の確保	
基本施策	ウ 食品等事業者への監視指導の充実 【基本施策⑤】	
関係課	食品・生活衛生課	
年度	第二次評価	評価概要等
R 7	A	第一次評価(2項目)において、全てA評価であったことから、当該施策は順調に進捗していると評価した。

数値目標	指標	③食品安全検査における食品表示基準適合率					所管課	食品・生活衛生課	
【単位】%	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	99.3%	99.6%	100.0%						100%
達成率			100.0%						
第一次評価			A						
備考									

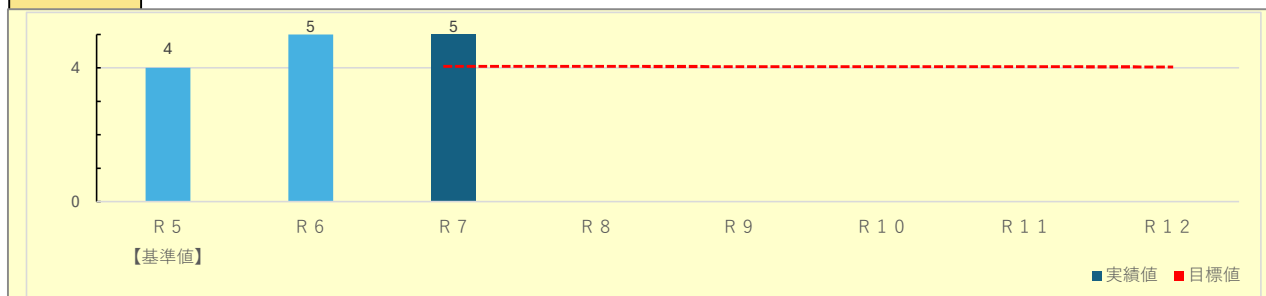


施策の方向	a 適正表示の確認（食品・生活衛生課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】食品表示法に基づいた収去検査の実施 【実績】食品等検査計画に基づき、食品添加物に係る検査を185検体、アレルギーに係る検査を40検体の計225検体の食品検査を実施した。その結果、食品表示基準違反は確認されなかった。 【課題等】引き続き、販売店や製造所における監視指導や食品の科学的検査等により、食品表示の適正化を図る。		

群馬県食品安全基本計画2025－2030 施策評価シート

基本目標	1 食品の安全性・信頼の確保	
施策の柱	(5) 適正な食品表示の確保	
基本施策	Ⅱ 食品等事業者を監視指導する人材の育成 【基本施策⑩】	
関係課	食品・生活衛生課	
年度	第二次評価	評価概要等
R 7	A	第一次評価(2項目)において、全てA評価であったことから、当該施策は順調に進捗していると評価した。

数値目標	指標	⑭国等主催の食品表示に関する研修会等への参加回数					所管課	食品・生活衛生課	
【単位】回	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	4	5	5						4回以上
達成率			125%						
第一次評価			A						
備考									

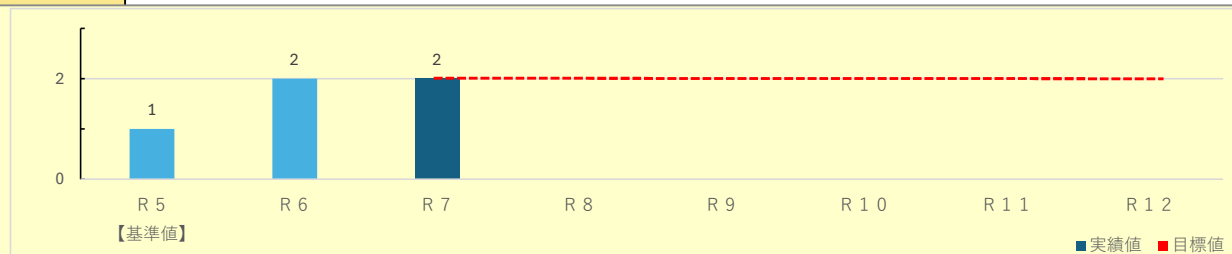


施策の方向	a 施策を推進する人材の育成（食品・生活衛生課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】国等主催の食品表示に関する研修会への参加 【実績】消費者庁及び農林水産省が主催する食品表示関係法令に関する5回の研修会に延べ10名が参加した。 【課題等】食品等事業者への指導や助言等を的確に行うことができるよう、引き続き国等が主催する研修会へ職員を派遣し、人材育成を推進する。		

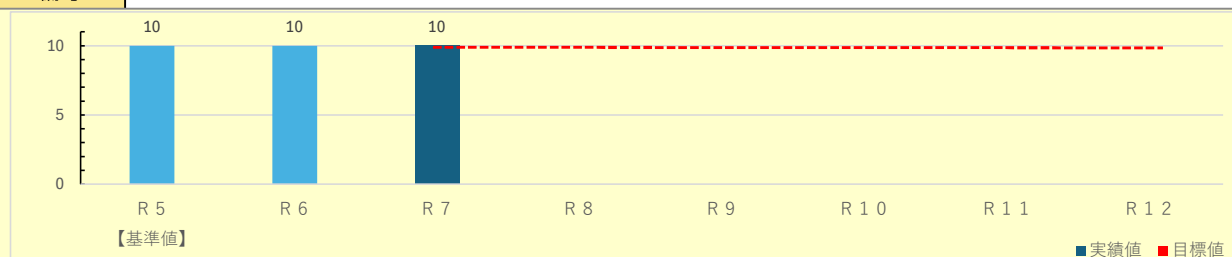
群馬県食品安全基本計画2025－2030 施策評価シート

基本目標	2 基本目標 食の安全に関する相互理解の促進								
施策の柱	(1) リスクコミュニケーションの推進								
基本施策	ア 消費者に対する食の安全情報発信の充実 【基本施策⑦】								
関係課	健康長寿社会づくり推進課、薬務課、食品・生活衛生課								
年度	第二次評価	評価概要等							
R 7	A	第一次評価(9項目)において、A評価が8項目、B評価が1項目で、C評価及びD評価はなかったことから、当該施策は順調に進捗していると評価した。							

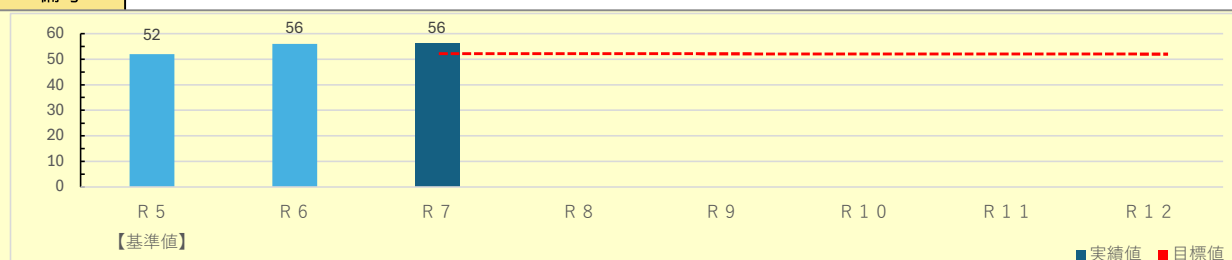
数値目標	指標	㊵食品表示に関する現地講座開催数					所管課	食品・生活衛生課	
【単位】回	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	1	2	2						2回以上
達成率			100%						
第一次評価			A						
備考									



数値目標	指標	㊶食の安全に関する情報紙等の発行回数					所管課	食品・生活衛生課	
【単位】検体	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	10	10	10						10回以上
達成率			100%						
第一次評価			A						
備考									



数値目標	指標	㊷SNSによる定期情報発信の回数					所管課	食品・生活衛生課	
【単位】検体	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	52	56	56						52回以上
達成率			108%						
第一次評価			A						
備考									



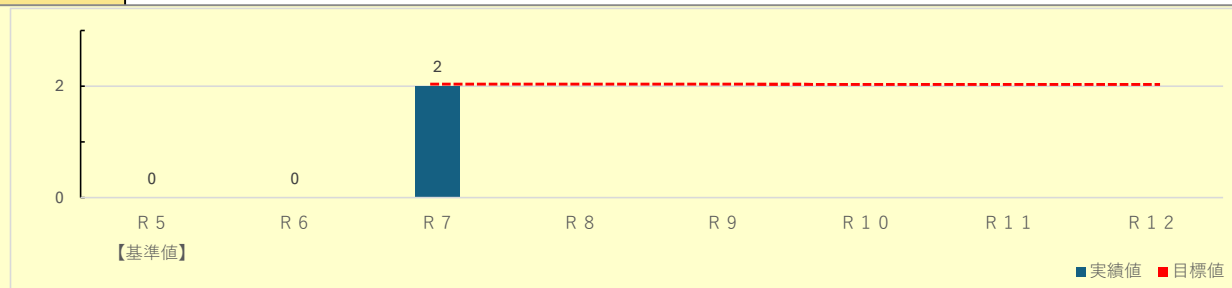
次ページへ続く

施策の方向 a 食の安全に関する情報の迅速で正しく分かりやすい提供（食品・生活衛生課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】情報紙「ぐんま食の安全情報」の発行 【実績】発行時期にあわせたテーマを設定して作成し、ボランティア「ぐんま食の安全情報通信員」及びスーパーマーケット等への配布を通じて周知した。 【課題等】啓発内容が毎年同じテーマに偏っているため、今後はより新規性のあるテーマを取り入れることが必要である。		
施策の方向 b DXの活用等による食の安全に関する正しい知識の普及啓発（食品・生活衛生課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】県公式LINEアカウント「群馬県デジタル窓口」によるLINE版「ぐんま食の安全情報」の発信 【実績】毎週木曜日に、時期別の話題性のあるテーマを選定し定期的な情報発信を実施した。 【課題等】一方的な情報発信にとどまり、相手の反応や意見を把握できないため、DXを活用した双方向のリスクコミュニケーションがさらに必要である。		
施策の方向 c 食育を通じた消費者教育の推進（健康長寿社会づくり推進課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	健康長寿社会づくり推進課
R 7	B	【個別事業】健康情報ステーションによる健康情報の提供 【実績】県が作成したチラシやリーフレット等を健康情報ステーションに設置4回。 【課題等】引き続き新規設置に向けた働きかけを行う。 【個別事業】ぐんま食育応援企業登録制度 【実績】登録数:130企業 【課題等】広報等による認知度の向上。		
施策の方向 d 食の安全に関する情報利用の促進（食品・生活衛生課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】「食の安心ほっとダイヤル」の運用 【実績】37件の問い合わせを受けた。 【課題等】事業自体の周知に加えて、平日以外でもメール等による対応が可能であることについてさらなる周知が必要。		
施策の方向 e 健康食品等に関する正しい知識習得の支援（薬務課、食品・生活衛生課）				
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	薬務課
R 7	A	【個別事業】薬剤師による健康食品等の適正使用の推進 【実績】薬局機能強化のための薬剤師人材確保事業により、薬局の機能強化を行い、健康サポート薬局を推進し、健康食品等の適正使用についての普及・啓発を行った。 また、健康サポート薬局制度の制度の周知を図った。 【課題等】引き続き、患者のための薬局ビジョンを推進し、健康サポート薬局を育成・支援する必要がある。		
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】健康食品等に関する情報発信 【実績】SNSを活用して、内閣府食品安全基本委員会による「健康食品についての19のメッセージ」を一年間を通して発信し、健康食品に関する周知啓発を行った。 【課題等】SNSを活用し、健康食品に関する情報発信に取り組んできたものの、今後もより効果的な周知を図るため、継続的な情報発信が必要である。		

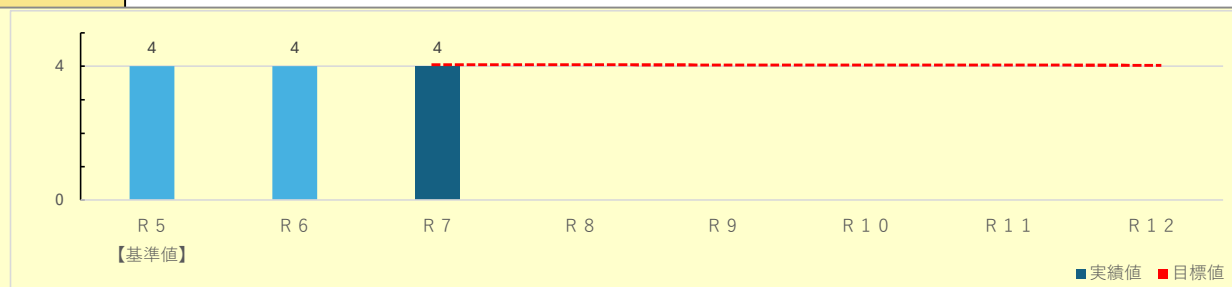
群馬県食品安全基本計画2025－2030 施策評価シート

基本目標	2 基本目標 食の安全に関する相互理解の促進	
施策の柱	(1) リスクコミュニケーションの推進	
基本施策	イ 消費者・生産者・食品等事業者・行政等の相互理解の促進 【基本施策⑱】	
関係課	食品・生活衛生課	
年度	第二次評価	評価概要等
R 7	A	第一次評価(3項目)において、全てA評価であったことから、当該施策は順調に進捗していると評価した。

数値目標	指標	㊸DXを活用したリスクコミュニケーションの実施回数					所管課	食品・生活衛生課	
【単位】回	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	—	—	2						2回以上
達成率			100%						
第一次評価			A						
備考	【R7】新規事業								



数値目標	指標	㊹食の安全理解促進事業開催数					所管課	食品・生活衛生課	
【単位】検体	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	4	4	4						4回以上
達成率			100%						
第一次評価			A						
備考									

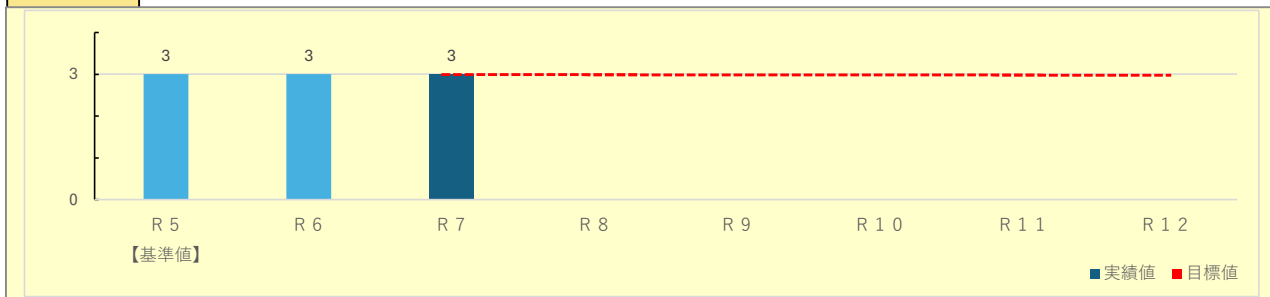


施策の方向	a 関係者間の交流事業の推進（食品・生活衛生課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】「ぐんま食の安全・安心県民ネットワーク」との協働 【実績】産学官連携による食の理解促進事業を4回実施、食品表示に関する現地講座を2回実施、食物アレルギーオンラインセミナーを1回実施した。 【課題等】引き続き「ぐんま食の安全・安心県民ネットワーク」との協働を通じた関係者間の交流事業によって、食品安全に関する周知啓発の推進が必要。		

群馬県食品安全基本計画2025－2030 施策評価シート

基本目標	2 基本目標 食の安全に関する相互理解の促進	
施策の柱	(2) 危機管理体制・対応の充実	
基本施策	ア 行政における危機管理体制の充実 【基本施策⑨】	
関係課	食品・生活衛生課	
年度	第二次評価	評価概要等
R 7	A	第一次評価(3項目)において、A評価が2項目、B評価が1項目で、C評価及びD評価はなかったことから、当該施策は順調に進捗していると評価した。

数値目標	指標	⑨危機管理体制の充実に係る平時からの関係機関との連携会議の開催数					所管課	食品・生活衛生課	
【単位】回	R 5 【基準値】	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	目標値
実績値	3	3	3						3回以上
達成率			100%						
第一次評価			A						
備考									



施策の方向	a 緊急事態発生時の迅速で的確な対応の実施（食品・生活衛生課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	B	【個別事業】農業事案に係る緊急時対応マニュアルの整備及び周知 【実績】マニュアルの改正及びマニュアル説明会の実施(1回) 【課題等】7年度においては事案の発生はなかったが、実際の発生時にはマニュアルに沿った迅速で的確な対応ができるよう関係機関と連携を図る必要がある。		
施策の方向	b 関係機関との連携・協力体制の整備（食品・生活衛生課）			
年度	第一次評価	内容（個別事業／実績・課題等）	所管課	食品・生活衛生課
R 7	A	【個別事業】関係機関との連携・協力 【実績】国が開催する会議や講座等に参加し、施策動向や最新知見の把握を行った。あわせて、食品表示監視協議会での情報交換や広域連携協議会への参加、県主催の会議・研修会の開催により、関係機関との連携強化を図った。 【課題等】実際に事案が発生した際には適切に対応できるよう、平時から関係機関との会議等を通じて、情報共有及び連携・協力体制の強化を図る必要がある。		

群馬県食品安全基本計画評価指針

第1 目的

この指針は、食品安全基本条例第16条に基づき策定された群馬県食品安全基本計画（以下「計画」という。）の進捗状況について、具体的に評価を実施するための必要な事項を定めるものであり、この指針に基づき計画の進捗状況を点検することにより、効果的かつ効率的な計画の推進を図ることを目的とする。

第2 評価の対象

計画に基づく「基本施策」並びに「数値目標」及び「施策の方向」（以下「施策等」という。）を対象とする。

第3 評価の種類、内容及び実施

- 1 評価の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）第一次評価（「数値目標」及び「施策の方向」の評価）
 - （2）第二次評価（「基本施策」の評価）
- 2 評価は、施策等の達成状況及び実績等を総合的に分析した上で、計画の進捗状況を検証するものとし、施策等の所管課（以下「所管課」という。）及び食品・生活衛生課が、施策評価シートを作成することにより行う。
- 3 評価の実施は、前年度の進捗状況について年度ごとに行う。
なお、最終年度の評価時には、計画期間全体を通じた取組の総括も行うこととする。

第4 評価の方法

- （1）第一次評価
 - ア 「数値目標」の評価
所管課は、「数値目標」の達成状況について四段階により評価を行う。
 - イ 「施策の方向」の評価
所管課は、「施策の方向」に基づき実施した全ての個別事業の実績等を踏まえて、四段階により評価を行う。
- （2）第二次評価
食品・生活衛生課は、第一次評価の結果を踏まえ、「基本施策」について四段階により評価を行う。

第5 意見の聴取

食品・生活衛生課は、第一次評価及び第二次評価の結果を食品安全審議会に報告し、計画の進捗状況等について意見を求める。

第6 評価の決定

食品安全会議は、食品安全審議会の意見等を踏まえて、計画の評価を決定する。

第7 評価の公表等

食品・生活衛生課は、食品安全会議が決定した評価について、県ホームページ等により公表するとともに、食品安全審議会等へ報告する。

第8 その他

この指針に定めるもののほか、この指針の適用に関し必要な事項は、食品安全会議が別に定める。

附 則

この指針は、平成18年5月17日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年4月17日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和8年4月1日から施行する。